

平成22年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第3日)

平成22年3月23日(火曜日)

議事日程(第3号)

平成22年3月23日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(18名)

1番 田中隆太郎君	2番 杉山 藤雄君
3番 神岡 光人君	5番 平野 和生君
6番 魚原 満晴君	7番 今元 直寛君
8番 広田 清晴君	10番 尾元 武君
11番 中村 美子君	12番 中本 博明君
13番 魚谷 洋一君	14番 平川 敏郎君
15番 松井 岑雄君	16番 安本 貞敏君
17番 久保 雅己君	18番 布村 和男君
19番 小田 貞利君	20番 荒川 政義君

欠席議員(1名)

4番 新山 玄雄君

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 坂本 薫君	議事課長 木元 真琴君
書記 吉岡 信二君	書記 林 祐子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	椎木 巧君	代表監査委員 .....	相川 實君
副町長 .....	岡村 春雄君	教育長 .....	平田 武君
公営企業管理者 .....	石原 得博君		
総務部長 .....	中野 守雄君	産業建設部長 .....	平田 好男君
健康福祉部長 .....	田村 敏範君	環境生活部長 .....	松井 秀文君
久賀総合支所長 .....	山本 定雪君	大島総合支所長 .....	嶋元 則昭君
東和総合支所長 .....	松岡 千春君	橘総合支所長 .....	椎木 千明君
会計管理者兼会計課長 .....			北杉 憲昌君
教育次長 .....	村田 雅典君	公営企業局総務部長 ...	河村 常和君
総務課長 .....	西本 芳隆君	財政課長 .....	奈良元正昭君
公営企業局総務課長 ...	藤田 隆宏君		

午前9時28分開議

議長（荒川 政義君） おはようございます。新山玄雄議員から欠席の通告を受けております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

・

#### 日程第1 一般質問

議長（荒川 政義君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告が7名でありますので、通告順に質問を許します。

14番、平川敏郎議員。

議員（14番 平川 敏郎君） 改めまして、おはようございます。14番、平川です。先日よりちょっとしたのを患っておりますので、聞き取りにくい点があると思います。御容赦ください。

それでは、通告させていただきました2項目について質問させていただきます。

まず、1点目でございますが、新町が誕生し、はや5年余りとなりますが、元気にここに安心して21世紀に羽ばたく先進の島を将来像に掲げ、県における防災センター及び防災公園の建設、本町におきましては、防災行政無線の設置、また、各家庭への個機の設置及び各方面で防災に対しましては、十分な充実が図られていると存じあげます。

その中で、離島患者救急搬送及び災害・火災時の防災について質問させていただきます。

離島でも、久賀地域の前島であります。御存じのように東西に漁港があります。また、ヘリポートが旧久賀町時代に山の頂上に整備されております。このヘリポートは、当時のニーズには対応できたかもしれませんが、ヘリポートまで集落及び両漁港から徒歩で所要時間約25分から

30分がかかり、防災ヘリがいずれ整備されるかもしれませんが、ドクターヘリ緊急出動という事態が発生した場合、ヘリポートから両漁港、集落までの緊急車両もなく、往復約1時間の所要時間を要し、今の現状では救急搬送と言えるでしょうか。

先ほど申し上げました東西の漁港があり、周防大島町地域防災計画の上でヘリポートの形状等は定められておりますが、いま一度広さ、GLの形状等を踏まえて、漁港をヘリポートにすることはできないものかをまず1点と、旧久賀町の委員会でも質問いたしました。前島は高齢者の方がほとんどで、自動車免許等の問題も多分にあります。今後救急搬送及び災害・火災発生時における緊急車両等の整備は考えられないか、以上2点についてお聞きいたします。

次に、第2項目目でございますが、観光の振興についてお聞きいたします。

本町は、島全体が自然に恵まれ、歴史的文化遺産もたくさん点在し、先人たちが残してくれた観光施設等もたくさんあり、観光面での選択は十分に備わっていると考えます。

特に、商工観光課を始めとして、周防大島町観光協会等が密な連携をとり、会議名称は異なるかもしれませんが、観光促進会議といいますが、そういった会議等で広域的な観光ということも踏まえ、多大な御尽力をいただき、本町も観光施設等の最大限の活用、イベントの充実を図り、観光客人口も年々増加しており、観光の振興には十分力を注いでいるとは認識しております。町長も100万人交流人口を目標に掲げ、私も強い意気込みを感じておりますが、今定例会の参考資料を拝見しました1億2,830万6,000円の東和地域道の駅のチャレンジショップは今年度完成、平成23年度にはオープンされると思います。交流人口100万人を目指す町長のお考えには、心強く大いに同感であります。新年度に当たり参考資料において、各施設に対し地域活性化・きめ細かな臨時交付金及び地域活性化・経済危機対策臨時交付金等で施設の整備充実、はかり知れないものがあると認識しており、定例会初日に町長の施政方針をお聞きしましたが、今後それらに対し、どのようなお考えかをお聞きいたします。

また、観光施設の活用ということで、グリーンステイながうら周辺の活用において、以前旧久賀町のとき、また、本町でもたしか平成17年6月定例会において一般質問をさせていただいております。本施設は指定管理者となり、潮風呂を始めとして、各施設で以前に比べ利用者も増加していると認識しておりますが、使用されていない敷地をオートキャンプ場の新設は考えられないのか。

と申しますのは、本施設は特に潮風呂、また、子供の遊ぶ施設、テニスコート、サッカー場と3世代がひと時の場として利用でき、私も若いときからキャンパーとして自然体験をしてきたひとりではありますが、その中でも広域的な観光ルートの形成に大いに繋がると考えます。現在、本町にもオートキャンプ場は3カ所あり、特に片添オートキャンプ場は先日の補正でも利用増となっており、大島周遊観光の観点から、観光の振興にも大いに期待できると思うわけでございま

す。私ども事業計画の上で、電気、水、排水設備を試算したわけではありませんが、大きな事業とは思いません。また、管理面では、キャンパーの心で清掃管理等も少しぐらいで済むのではないかと考えます。先人が残してくれた観光施設を大いに活用し、さらには地域活性化に向けて観光の振興は本町にとって必要不可欠であると考えます。

以上、2点について質問させていただきます。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） それでは、平川議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

まず、離島の患者救急搬送に関する御質問でございますが、現行のヘリポートにつきましては、山頂にありまして、集落からもかなりの距離がありますので、実際の利用に際しましては、議員さんの御指摘のように、患者の搬送に時間と労力が必要でございます。

緊急搬送や災害発生時の対応といたしまして、漁港をヘリポートにできないかという御質問でございますが、御存じのように、漁港及び漁港施設用地は国の補助事業によりまして整備をいたしておりまして、即漁港施設用地をヘリポート用地に変更するということは困難であるというのは御存じのとおりでございますが、しかしながら、災害時とか緊急時の一時使用的なものまで制限されているというふうには思っておりません。

しかしながら、緊急使用でございますので、そのために、日ごろから常時その場所を空けておくということもなかなか不可能ではなかろうかというふうに思っております。

また、一時使用が可能であるとした場合におきましても、ヘリコプターでございますので、その離着陸が可能かどうかということも十分検証する必要があると思っております。この点につきましては、今後消防防災ヘリを所管しております県の担当課のほうに確認をしてもらいたいというふうにも思っております。

また、緊急車両についての御質問がございましたが、これは離島で急患が発生した場合、連絡を受けとった消防署が移送先の指定の港のほうに救急車を向かわせて、そこで待機するという形で対応してるわけでございます。

先般の本会議でも御質問がございましたが、当然離島から港までの搬送につきましては、いま現在各離島で状況は違いますが、それぞれの救急搬送を業務委託、契約をしてるところ、またはその町の離島航路を使って搬送するというふうなことを指定してあるところでございます。

次に、観光の振興についての御質問でございます。

町では、観光交流人口の拡大を図るために、公共施設の大規模な改修、または新設によるハード面の整備、あるいは他の市町との協働によります誘客活動として、岩国市、柳井市で組織しております「オレンジ・城下町ライン観光連絡協議会」、広島湾域の市町で組織されております「広島・宮島・岩国地域観光圏推進協議会」、また、体験型修学旅行の誘致に力を入れておりま

す「広島湾ベイエリア・海生都市圏研究協議会」などの組織に加入をし、積極的に取り組んでおるところでございます。

交流人口100万人を目標に、種々の施策を講じているところでございますが、ちなみに、平成19年の観光入り込み客数といいますか、これ県の統計なんでございますが、平成19年度が約87万人、20年度が89万人、21年度は、これは暫定数値でございますが、94万人と微増ではありますが、増加に推移してるところでございます。

お尋ねの「今後の観光振興について」でございますが、現在の観光形態が、見る観光から体験交流へとシフトしているという傾向にあることからいたしまして、体験型観光を推進してまいりたいということを考えておるところでございます。

体験型観光は、農業・漁業体験や自然体験などの体験を通じて、「人と人」「人と自然」との触れ合いから感動し、リピーターとなっていただけるでしょうし、また、地域のファンとなっていただき、第2のふるさととなり、定住へとつながる可能性も期待できるというものであります。

人、海、山などの自然や農業、漁業などの体験を題材としていることから、自然が豊富な大島にふさわしい取り組みと考えております。

具体策として、「体験型修学旅行」は、小学生を対象にした「子ども農山漁村交流プロジェクト」、さらに会社研修、またはスポーツ合宿などの誘致に取り組みまして、交流人口の拡大を図りたいと考えております。

特に、体験型修学旅行は、子供たちから元気もらい、子供たちもお年寄りの生きる知恵やたくましさなどを学んでもらうことによりまして、お互いの心が高まる精神的効果も期待でき、ひいては、リピーターとなって、また大島に来ていただける可能性も大であります。

また、観光施設の利用増や農業・漁業の振興にもつながり、経済効果も期待できるというところでございます。

したがいまして、この取り組みは、大島にとりまして地域の活性化、また町の総合産業と位置づけ、推進してまいりたいと考えております。

2点目のオートキャンプ場の件でございますが、現在、周防大島町内には片添・逗子・陸奥に三つのキャンプ場がございます。その平成21年の利用件数実績につきまして申し上げますと、片添が4,237件、逗子が376件、陸奥が126件となっております。このうち最も利用客数の多い片添ヶ浜海浜公園オートキャンプ場を例にとりますと、これが全体の件数は結構多いんですが、全体の稼働率で言いますと約12%、サイト別ではフリーサイトでは10%、個別サイトでは9%、コテージが一番多いんですが、これでも稼働率は31%というふうになっております。

また、最近のオートキャンプの全国的な実態につきましては、オートキャンプ人口は90年代

中ごろがピークであったというふうに思っておるんですが、それに対しまして、オートキャンプ場の数は90年代の初頭から2000年度ごろまでずっと増加をしましてまいりました。このような状況でございますが、御質問いただきました長浦のスポーツ海浜スクエアへのオートキャンプ場の設置についてということでございます。しかしながら、この長浦の問題は、今議員さんも御指摘がありましたように、水源の問題がまず1点あります。水源が実はこの町水道が入ってなくて、井戸水から給水をしているという状況でございます、この水量の問題もあります。

また、現状の平地箇所では、キャンプサイトとしての敷地面積が不足であろうというふうに思っておりますし、さらに今申し上げました水源を含めた炊事場とか電源設備の整理、管理運営にかかるコストとか、町内のキャンプ場利用のニーズの取り合い等も考えますと、新たにオートキャンプ場の設置ということではなくて、長浦地区においては、グリーンステイながうらのコテージと宿泊施設がついておるわけございまして、この宿泊施設を利用してスポーツ合宿の誘致に力を入れているという状況ございまして、これからもそのスポーツ合宿の誘致を強力に進めていきたいというふうに考えております。

ちなみに、昨年1年間のグリーンステイながうらの宿泊を伴うスポーツ合宿は、延べ人数で4,960人ございまして、テニスコート、12年の全面リニューアルによりますテニスクラブの合宿が大幅にふえてきたというのが一つの理由でございますが、あわせまして、サッカーとかアーチェリーの合宿もだんだんと増加をしているところでございます。このような現状を十分御理解をいただきたいと思っております。

また、チャレンジショップが今年度完成するわけでございますが、その完成後の御質問がございました。私は国道437号線に面しております日良居中学校の跡地、中学校とグラウンドでございますが、これの活用について十分検討する必要があるというふうに思っております。と申しますのは、御存じのように、昨年の3月中学校4校が廃校になりましたし、この3月末をもちまして、屋代小学校、また来年の3月では椋野小学校、また先般は県の施設ではありますが、田布施農高の廃校等もございまして、これらの活用というのは十分考え、また活用をしなければならぬ施設であると思っておりますが、その中でも特に日良居中学校と、その横にありますグラウンドの活用については、国道にも面しておることもありまして、非常に有効な活用ができるのではないかとこのように思っているところでございまして、立地条件の優れたこの場所で、にぎわいの創出につながるような活用を今年度はぜひとも計画してまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上、2点でございますが、これら、特に観光の面につきましては、町の大きな柱としてこれからも取り組んでまいりたいと思っておりますので、ぜひとも議員の皆さん方も御協力いただきますように、よろしくお願いたします。

議長（荒川 政義君） 平川議員。

議員（14番 平川 敏郎君） 先ほど申しあげましたヘリポートの位置であります、患者救急搬送といった事態が発生した場合、所要時間を考慮するならば、位置の変更が大きな課題と考えるわけでございます。前島漁港は、町長のお答えで漁業目的ごとに制限されてるということですが、いま現在私が申し上げている場所は、荷揚げ場となっており、漁業者の理解をいただき残土がちょっとあったと思うんですが、残土等を処分できれば、周防大島地域防災計画に掲げてある位置じゃなく変更すべきであると思うわけでございます。

また、旧久賀町時代には、若い方がおられ、理解者もあり、そういった対応が最大限に可能でありましたが、現在車両が1台もなく、ヘリポートに車庫を構えてるだけの現状です。その中でもヘリポートの管理費用がかかり、今年度もたしか12万円管理費が計上されていましたが、位置を変更することができれば、長期にわたりそういった費用の削減もできると考えます。

先ほど言われました周防大島町地域防災計画にも臨時ヘリポート設定計画に、臨時のヘリポートの設定及び選定というのが定められておりますが、常に空くのが不可能と思われると言われてましたが、利用されてないと思いますし、考え方によっては、提案している漁港はそれらを含め検討すべき課題と考えます。済みません、その点についてもう一度お願いいたします。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 今議員さんの御指摘と私が申し上げていたのはほとんど同じだと思うんですが、要するに漁港施設用地をヘリポート用地として利用計画の変更することについては、なかなか困難であるというふうに思っております。先ほども申し上げましたように、しかしながら、災害時や緊急時の一時使用的なものまで制限されてるということではございません。だから緊急使用で支障のないような状況が常時あるのであれば、それは臨時的なヘリポートとして可能であろうというふうに思っております。

今議員さんからもお話がありましたように残土が置いてあったり、例えばその漁具が置いてあったりというふうな状況があるとなかなか緊急に着陸しようと思っても、ヘリポートとして利用できにくいということはあると思います。ただ、前島の人口や漁業の形態から見ますと、それだけ高度に漁港用地を利用してるというふうに思いませんが、そこら辺は十分地元とも協議を進めていきたいと思っております。

もう1点は、ヘリコプター自身のほうが、ちゃんとあそこで十分可能かどうかということも今後検証してまいりたいと思っているところでございます。

議長（荒川 政義君） 平川議員。

議員（14番 平川 敏郎君） ほとんど理解してるんですが、先ほども申し上げました管理費、この12万円が毎年かかっている。以前はもうちょっと高かったと思うんですね。それをあから

さまに今の12万円を毎年管理費をかけていかなものかなと思うわけですね。10年あれば120万円ですよ、それを滅多にない臨時と言う町長のお考えで、臨時でも、じゃあ漁港のほうにしたらどうかという考えなんですよ、私としたら。だから町長がおっしゃると私の考えは同じなんです、その12万円の管理費をそこへやっていかなものかなというように思うんですが、その点もう一度。

それじゃ続いていきます。その辺のところと、この前島は所管が久賀第6分団がやっております。その辺のところもう一度その分団と協議していただきたいというのが1点です。

次に、緊急車両の整備であります、先ほどの答弁では、患者の救急搬送を言われており、災害とか火災が発生したときの緊急車両の整備というのが答えをいただいてないような気がするが、それがまず1点と。

前島は、先ほど申しました久賀第6分団が夜警、また災害・火災発生時の所管ですが、この分団の団員の中の五、六人は、この前島で生まれ育った方で、ほとんどがこの地形、集落の点在状況を把握しており、災害・火災発生時の対応として緊急車両の整備はその分団の方でも強く訴えられておるわけでございます。しかしながら、災害・火災時において、前島は消防ポンプも定置式で車両もなく、先ほど申し上げましたヘリポートへのアクセス、災害時における島内での出勤車の搬送、あるいは大きな道具、小さな道具の搬送、そういったことが果たしてできるでしょうか。

それと、また、たまには町職員の現地視察というのがあると思うんですが、そういったときにも車両の整備というのは必要であろうと思うんですが、その点についてもう一度お願いいたします。

議長（荒川 政義君） 西本総務課長。

総務課長（西本 芳隆君） ヘリポートの指定ということでしたが、やはり指定ということになりますと、その用地を確実にもう固定化するというのは、先ほど町長の答弁でございますように、やはり本来の漁港施設の用地の目的が決まっておりますので、非常に難しいところがございます。

それと、確かに上のほうにあって、それに対して12万円毎年使うのはもったいないじゃないかという意見もごもっともであります、施設がある以上、適正な管理をしていくということも放置するわけにいかないという部分もありますので、現在整備させていただいております。

そういった緊急車両、島内への整備という御意見であろうかと思えます。確かに従来は1台ほどありまして、それを利用するということが、そのときもやはり運転手の確保が地元に行かないということがございまして、今度渡っていった方が使えるようにしてはどうかという御意見であろうかと思えますが、そこはひとつ課題だと思えます。



ただ向こうへ、前島に車を配備した場合には、車検等をどうするかということを考えますと、常にこちらに輸送してこなきゃいけないというようなことで、費用の面でも非常に課題が多いかと思いますが、今後の検討課題であろうかと思います。

以上です。よろしくお願いします。

議長（荒川 政義君） 平川議員。

議員（14番 平川 敏郎君） 今の緊急車両の件ですが、当然車検等々あると思うんですが、じゃあ浮島のほうにも何台か車両、個人の方とか持っておられますけど、やはりそれも同じ様に車検というのがあるんで、出張の車検とかできないんですかね。私は勉強不足なんです。その辺のクリアというのはいらないんですかね、現地車検というのはいらないんですかね。それとかナンバーの要らない車両ですよ、いわゆるどう言ったらいいですかね、ええと何というのかな、キャリアカー言うんですか、それだったら車検とかないんじゃないですか。

議長（荒川 政義君） 西本総務課長。

総務課長（西本 芳隆君） 申しわけありませんけど、ちょっとその辺は把握してないんで、また後日検討したいと思います。

議長（荒川 政義君） 平川議員。

議員（14番 平川 敏郎君） 先ほども町長が申されておりましたが、患者の救急搬送ですよ。僕も先般本会議で申したように、前島航路の船を使うんじゃなくて、やはり早い船を消防団員の方とか、そういった方の早い船を使って賃金で対応とかというような形ですね、これぜひお願い、できるものならやっていただきたいと。

次に、観光振興のほうに入らせていただきます。

観光振興への町長の取り組みは十分理解しております。チャレンジショップについては、利用客の多い道の駅に並設しますので、当然これにはリピーターもあり、地産地消、またこういったことに従事される方への励み、さらには育成につながり、いろんな面で期待できる施設だと確信しております。各施設への整備充実から観光振興への期待は大きいものがあると、これは本当に確信しております。

町長の施政方針にありました行財政改革の積極的な推進ということで、民間委託を進めての行政コストの削減ということを言われておりますが、ハード面の整備はできたとしても、ソフト面の充実の点では、各施設とも指定管理者が本町の代役をするわけでありますので、私が一番申し上げたいのは、ここの部分でございます。指定管理者との契約上で第19条にあります事業報告等の確認のほか、管理業務の実施状況を確認することを目的として、必要に応じて実地に調査することができるということがありますので、今後こういったことも踏まえ指定管理者と所管課で密な連携をとり、要望、トラブルに対して等閑視することなく、今以上に協議検討し、リピー

ター観光客増に向けて取り組んでいただくことをお願いします。

もう1点、随分前から私このことを質問するんですが、商工観光課、周防大島町観光協会という先ほどと言葉が違うかも知れませんが、観光促進会議という言葉を使わせてもらいますが、そういった会議でどうですかね、観光振興で周防大島町の大きな観光案内板というのがそういう会議で出るようなことはありますか。もしあればお答えできるものならお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 田村健康福祉部長。

健康福祉部長（田村 敏範君） 平川議員さんの救急搬送の関係なんです、先ほどからお話に出ておりますように、町営渡船を臨時として使っております。で、現在のところ今のやり方がベターではないかと担当課のほうでは考えております。

で、消防団員の船といいましても、緊急の場合確実に前島のほうから連絡があって対応できるというのは、やっぱり現在のやり方がベターではないかと今のところは考えておりまして、まだ消防団員の方の船を緊急にというのは今のところ検討はしておりません。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 観光の件で看板の件でございましたが、案内板といいますか、看板が少ないんじゃないかと、なかなか渡ってきても目的地の表示が少ないというふうなことも確かにあります。実は、4月の22日、広域農道の大島橋地区、要するに屋代の奥、家房の奥から源明までの地区が、この3月末で完成し、4月の22日に開通式を今予定いたしております。また、議員さんにも御案内差し上げたいと思います。これが完成して開通いたしますと、全線が開通することになります。そういたしますと、広域農道は特に、例えば文珠山、嘉納山、嵩山、白木山とかいうふうに、登山口とか、または今度は広域農道に乗ってしまうと今度はどこに下りたら国道437か県道なのかということが、非常にわかりにくいということからして、いま現在これの広域的な町内全域の地図・看板を計画いたしております。済みません、まだこれ新年度の当初予算にはちょっと間に合いませんでしたので、計画が出ておりませんが、できるだけ今年度中に整備をしたいと思っております。今考えておる中では、町内に大型の看板を20カ所ぐらい今考えております。それで、1カ所が約50万円ぐらいかかるかなと思っておりますが、そういたしますと、1,000万円ぐらいの経費をかけてちゃんとその前に立てば、今自分がどこにおって、どちらへ行けばどうなる、どこへ行けば上がる、下がるということが、ちゃんと明確になるような看板を今予定をしようといたしておるところでございます。

あともう1点、指定管理のことでございますが、後ほど別の議員さんから指定管理のことにつきまして、いろいろ質問が出ておりますが、御承知のように、指定管理制度自体は民間の施設運営のノウハウを活用することによって、施設の効率化を図ろうとする指定管理者の裁量を大

幅に認める一方、公の施設として適正な管理が求められるという両側面があるというふうに思っております。

御存じのように、いろいろとまだまだ問題が出てるところでございます。この制度がまだちゃんと成熟してないということも確かにあると思いますし、お互いまだこの制度になって、ようやく3年が経過するという状況でございますので、今後とも管理者とは連携を密にしまして、責任を持って指導監督を行うべきというふうに思っております。指定管理者の施設に関するノウハウとか裁量も重視しながら、なおかつ適正な管理という両面が十分発揮できるように、これからも努力していきたいと思っております。

議長（荒川 政義君） 平川議員。

議員（14番 平川 敏郎君） 指定管理者のほうについては、私通告してませんので、お願いとういことで申し上げました。後ほど同僚議員からその点の質問があるので、そのときしっかり聞かせていただきます。

観光振興については、観光形態が、見る観光から体験交流へとなっていることから、体験型観光を推進していくという町長のお考えには、私も同感でございます。しっかり頑張ってくださいという点と、先般の東京久賀クラブにおいての町長の言動に対しては、私ども心強い意気を感じております。これからもそういった体験型に対する取り組みに力を注いでいただきたいというふうに思っております。

あと、グリーンステイのほうでございますが、跡地がないということでございます。ないならぬでまた今指定管理を受けておる瀬戸内海リゾートですかね、そちらのほうの要望等々聞きながら、またそういった形の中でまたいい知恵を出し合いながらやっていただきたい。また、この施設はスポーツ団体の集約ということに何か町長も力が入っているみたいでございましたので、今後もそういった利用ニーズに合わせた利用を検討しながら観光振興、取り組んでいただきたいというふうに思います。

長たらしい質問で申しわけございません。ありがとうございました。

議長（荒川 政義君） 以上で平川議員の質問を終わります。

議長（荒川 政義君） 次に、11番、中村美子議員。

議員（11番 中村 美子君） 11番、中村美子、一般質問通告をさせていただきます。申しわけございません。ちょっと風邪でのどを痛めておりますので、お聞き苦しい点があるかと思いますが、御了承願いたいと思います。

町民からの行政相談・要望・苦情等の対応についてでございます。

私、役場のシステムがまだよくわからないので、変な質問かもしれませんが、役場に町民から

の相談・要望・苦情等、大体でよいのですが、何件ぐらい、21年度に対して何件ぐらいありましたでしょうか。また、あった場合の対処方法はどのようにされているのか、お伺いいたします。

最近、「行政相談に行ったが、その結果の連絡がない」等よく聞きます。また、若い方が言葉で伝えにきたが、「何を言ってるのか理解できない」との声も。こんなことは積もり積もると行政不信につながるかと思ひまして、ちょっと心配いたしております。こうしたことをなくするには、住民と行政の間の風通しをよくすることであろうと考えます。これは企業のことなので、役に立つかわかりませんが、トヨタ自動車でさえ今回はクレーム対策の失敗ではないかと新聞・テレビをにぎわしています。企業ではクレームなどを放置すると死活問題となります。企業にはトータルクオリティコントロール、全社的品質管理っていいですかね、そういう考えがあります。自社に対する苦情・要望・問題点をできるだけ積極的にたくさん収集して、それを分析して、これからの方針、対策を行うようにしています。これを行政に反映されるお考えはありますか。

住民サービスには大いに役立つと思ひますけれど、例えば町民からの苦情・要望等の窓口を一本化、町内に職員を中心とした町政相談員を置く。その要望・対策担当、簡単なケースはすぐに実施、複雑なのは専門部署に渡す、その結論を連絡部が担当。また、長期的にデータの分析担当などが考えられます。行政では、要望・苦情に対してできないこともたくさんあるかと思ひますが、それがたくさん集まれば、次の対策も見えてくるのではないのでしょうか。また、一つでも実現できれば、町がよくなるのではないのでしょうか。問題点は他人事ではなく、親切な対応をよろしく願ひします。

以上でございます。よろしく願ひします。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 中村議員さんの町民からの行政相談とか要望とか苦情等の対応について御質問をいただきました。お答えしたいと思ひます。

町民からの相談・要望・苦情等につきましては、平成21年度の現在の件数でございますが、1,407件いただいております。これらにつきましては、文書、または口頭で要望者等に回答をしております。未対応であるというものは、いま現在ないというふうに思っております。

いわゆる、総務大臣から委嘱を受けております行政相談員の行政相談というのは別にあるわけでございますが、この行政相談につきましては、所管は総務省でございますが、町内では旧町単元に1名ずつ配置がされております。

行政相談員さんへの相談も行政一般に対する要望・苦情・相談を受け付けていただいております。町に関係するものにつきましては、その都度、相談員さんから町に報告がありまして、回答を相談員さんにお返しし、行政相談員さんから相談者へ回答していくという形となっております。通常は文書によって回答させていただいております。

行政相談の、これは今度は町のほうの関係でしょうが、行政相談の窓口の一本化、町職員による行政相談員の設置ということでございますが、町への苦情とか要望とかいうものは、非常に多岐に渡っております。したがって、その窓口を一本化した場合、ここへ行ったら窓口がありますよというのでは、いま現在受けてる苦情とか要望については、すべてをその窓口を一般化したところに回すということになりますと、かえって非効率とか、またはサービスの低下というふうになるのではないかとこのように思っております。

現状では、一番要望が受けやすいのは、各総合支所、総合支所がその橋渡し役を果たしているというふうに考えておまして、そういったしますと特に窓口を一本化、また町職員による行政相談員の設置については、今のところ効率的には今の現状のほうがいいのではないかとこのように思っております。

なお、各自治会とか旧町単位での自治会連絡協議会、その代表者で組織しております自治会連合会等の要望で複数の課にまたがっているという要望もたくさん出てまいります。そういうものにつきましては、政策企画課がまず窓口となって、それを全体を取りまとめ、また各課との調整をして回答を作成し、それを自治会連合会なり、また各自治会にお返しするという形をとっております。

総合支所の場合ですが、総合支所等から回送を受けましたもの、あるいは直接に相談・苦情を受けた関係課におきましては、先ほどの件数の回答のように、何らかの説明あるいは報告を行っております。未対応であるということはありません。

ただ、回答に時間がかかるということはたしかにあると思います。先ほどの政策企画課等の要望、まとめたときに対しましては、たくさんの課に渡った要望がありますので、それを全部取りまとめて、まとめて回答するということになりますので、若干時間がかかるということもあるように思っております。

また、回答が非常に難しいというようなこともございます。例えば、どう言いますか、費用対効果を考えたら、それはもう全くちょっと難しい、難しいと言いますかですね、費用対効果の問題、またはその公法的な問題、またはどう言いますかね、町独自に取り組んで、またはそういうことが難しいだろうというふうな問題とか、もう1点は愚痴のような相談、または根拠のない苦情というふうなものにつきましてもたくさんございます。すべて要望されてる方の意に沿えないよというふうなこともたくさんあるのも現実でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

相談・苦情・要望に対する職員の親切、丁寧な対応ということは、当然求められるべき基本でございます。今後とも職員研修等を通じまして、職務に対する知識を高め、説明能力を十分果たすとともに、言葉づかいや接客態度、またはそういう接遇の向上を図ってまいりたいというふう

に思っておるところでございます。

議長（荒川 政義君） 中村議員。

議員（11番 中村 美子君） どうもありがとうございました。いろいろあちらこちらと住民の方から電話をいただいたりしておりますので、私も答えようがございませんので、このたび質問させていただきましたのでございますけれども、総合支所などに参りまして、相談すると、「うちはそういう課ではないんだから、関係ない、ちょっとうちはできない」という返事もあったと、いろんなところでいろんな苦情を受けておりました、私もよく役場のシステムがわからないので、「それは内容はどんなことだったんでしょうか」とお聞きしました。「それはちょっと言いにくい」と、「言われぬ」というようなこともありまして、どういうふうに返事していいのか、私もちょっと迷うことがありますのでございますけれども、そういう場合に総合支所などで御相談に行かれた場合に、どこの課に行ってくださいとか、何かそういうところまで親切にしてくださいたらいいんじゃないかというふうに私も思っております。「うちはそういう課じゃない。だからうちじゃちょっとようわからん」と「うちは返事ができん」というので終わってしまったということも聞いております。いろんなことで行政は先ほども申しましたけれども、企業ほど自由には動けないとは思いますが、その場その場でいろいろなことが住民に対して苦情のないように、できるだけそこまで何課へ行ってくださいと、どこどこにありますよということも皆さん教えていただけたら、本人もまたそのほうへ回っていただけるんじゃないかという考えをしております。私もなんだか自分にこう言われているような気がいたしまして、その辺のところ親切な対応といえますか、ちょっとした親切な対応をお願いできたらと思っております。

以上です。

議長（荒川 政義君） 中野総務部長。

総務部長（中野 守雄君） 町民がいろいろ相談に来て、それに十分対応するのはもう町職員として言うまでもございません。私としては、相談員というのがありますが、もう町職員一人一人が相談員だというような意識を持って、やはり町民と対応していただきたい。小さなことであれば、担当職員でやるし、大きな課題であれば、そこには班長、課長、部長というものがございませぬ。ですから、そういうふうに町職員がやっぱりもう私一人一人が相談員だという気持ちのもとにやっていただきたいし、今後ともそういうふうな指導をしてまいりたいと思っております。

議長（荒川 政義君） 中村議員。

議員（11番 中村 美子君） 今の一人一人が相談員になって、それをお答えすると、そういうふうなことを今の言葉をお聞きしたかったんです。これ非常に大切になってくるのではないかと思っておりますし、そういうことをこれからはつっぱなさないで、そういうふうに対応していただけると、大変皆様もいい気持ちでいろんなところへ出かけていけるのではないかとこのように

に思っております。今の一人一人が相談員であると、この言葉が非常に私もうれしく思っております。その声を聞きたかったんです。

以上でございます。よろしくお願いたします。ありがとうございました。

議長（荒川 政義君） 以上で中村議員の質問を終わります。

議長（荒川 政義君） 次に、18番、布村和男議員。

議員（18番 布村 和男君） それでは、通告いたしました2件の御質問をさせていただきます。

まず、第1点の「公用車へのハイブリッド車導入計画について」のお尋ねでございます。

日本の大手自動車メーカーのハイブリッド車アクセルペダルの欠陥に伴うリコール問題が世界を駆けめぐりましたが、日本経済回復のためにも1日も早い信頼回復に努力してほしいと願っております。

質問に入りますが、県内各地で国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金等を活用して、公用車のハイブリッド車導入が加速をしておるようでございます。車種によっては、若干違うと思いますが、燃費の性能は1リットル当たり約26キロ、ガソリン車など従来の公用車の約3倍を超えるということが新聞などで報道されておりました。年間1万キロ走行の場合、燃料費はハイブリッド車1台当たり年間11万円の節減になるということでございます。また、CO<sub>2</sub>の排出が少ないので、環境への影響が少ないとも言われております。町民への省エネ意識の高揚も期待できますので、ぜひ進めていただきたいと思いますが、現在までのハイブリッド化率と町長車、議長車を含めた今後の導入計画についてお尋ねをいたします。

次に、旧4町の公文書、古文書であります。歴史的資料の統一保存についてのお尋ねをいたします。

古い公文書は、地域の歴史を物語る貴重な文化遺産であります。しかしながら、古文書を取り巻く保存環境は、社会状況の変化などにより次第に悪化し、散逸や消滅が進み、危機に瀕していると言われております。

幸いにも、本町では各総合支所において、旧町政の記録である古文書や地域資料など貴重な歴史的資料が各書庫に数多く残っていると思っております。私は旧久賀の書庫しか知りませんが、書庫にも明治、大正、昭和の公文書や議会の議事録等多く貴重なものが残っております。

町では、平成17年度に山口県の指導を受けて文書の目録を作成しているようでありますが、これからますます複雑化する公文書保存のため、今後の文書保存場所の手狭が見込まれます。

また、年月の経過や職員の異動等により、古文書の存在すら忘れられる可能性があります。

また、歴史的資料として旧4町の町旗や町民憲章、歴代町長の写真や姉妹都市等の資料、ある

いは町史編さんに使用した古い写真のネガも数多く残っていることと思います。後世の住民が我がふるさとを振り返り、その歴史を知ることができる貴重な資料を合併したこの5年後のこの機に整理し、1カ所に集め、アーカイブズ施設の開設ができないものかお尋ねをいたします。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 布村議員さんの公用車へのハイブリッド車導入計画についての御質問にお答えしたいと思います。

本年度は、国の経済危機対策に基づきます環境対応車の普及促進施策によりまして、13台の買いかえと2台の新規登録をし、計15台を購入しておりますが、そのうち、ハイブリッド車は2台購入いたしております。

平成21年度末の公用車の保有台数でございますが、現在187台公用車があります。その中でもマイクロバスとかトラック、またはごみ収集のためのじん芥車、または軽トラックや消防車、こういうふうな特殊な車両を除いてハイブリッド車で対応可能な車両に限定いたしますと46台でございます。

そのうち、ハイブリッド車は現在6台でございますので、ハイブリッド車で対応可能な車両の総数に対するハイブリッド車の導入比率は、13%ということになっております。

今後のハイブリッド車の導入計画につきましては、車種が限定されることや経費の面からハイブリッド車の実用化の動向を見ながら、また、国の補助制度など経済的な仕組みを考慮しながら、導入を進めてまいりたいというふうに思っております。

現在、ハイブリッド車は、町長が移動するときに使っております、または議長が移動するときに使っております車、または財政課、福祉課、総務課、介護保険課というところで今ハイブリッド車、特に出張用に使っておるのが多いということでございます。

議長（荒川 政義君） 平田教育長。

教育長（平田 武君） 2点目の旧4町の歴史的資料や公文書等の統一保存についてであります。

布村議員の仰せのように、平成の市町村大合併に伴い、山口県では公文書等の保存の適正化のために、山口県文書館が平成16年から18年にかけて県内市町村役場に保存しておる昭和30年以前の公文書等について調査し、「山口県内市町村役場保存状況調査報告書」を平成19年3月に発刊し、調査した文書の目録を作成して、該当するそれぞれの町に寄贈しています。本町の場合は、総務部総務課が受けて、保存しております。

なお、本町における調査場所は、旧4町役場ほか4カ所で、内容は公文書及び町誌編さん時に収集された古文書等の資料であります。

文書保管を目的としたアーカイブズ施設の開設については、閉校となった学校施設を利用した



らどうかとの質問であります。このたび閉校となる屋代小学校を加えても、三蒲小学校に転用する旧蒲野中学校を除いて、そのすべての建物は耐震性が厳しい状況にありますので、施設活用とあわせて今後の検討課題であろうかと思っています。

次に、活字以外の歴史的資料につきまして、これまで大島文化センター、旧4町役場や歴史民俗資料館、学校等に保管してきました。

資料につきましては、次のような課題があると考えております。

一つは、歴史的資料等が旧町単位で学校や歴史民俗資料館等に分散保管されており、利活用が十分でない。したがって、資料を集約化して統一保存する方向での管理、活用方法は考えられないか。

また、世の中の変化、ときの流れで歴史的に価値のある文物は、現在も生まれ続けているもの、あるいは消えていくものなどがありますが、その収集と保存を継続的に考えないといけないのではないか。

また、3点目として、それらの資料の統一的に管理保存を目指して、資料整理ができる人材の確保や活用可能な建物の確保を図ること。

これらの課題に応じるために、教育委員会としては、学校統合が進み、空き校舎が出てくる今を好機ととらえ、町長部局と連携しながら記録保管のプランに取り組む必要があると考えます。

幾つかある歴史民俗資料館の統一を例にお話しますと、安下庄では漁具、大島では塩業関係、屋代小学校や瀬戸内民俗資料館等の民具等は統一保存できたらよいと考えておりますが、現状では、旧4町の地域の民具を1カ所に保存や展示の決定には、町としての廃校の活用方針とあいまって、記録保管所の決定については少し時間が必要であろうと思います。

さらに、学校統合により統合された同窓生にとって懐かしい貴重品、記念品を全町的に保存する課題は、今後も残されております。

文化財保護審議委員会、あるいは社会教育委員等の意見をお聞きしながら、歴史的資料の保存プランを立ててみたいと思っております。

議長（荒川 政義君） 布村議員。

議員（18番 布村 和男君） ハイブリッド車が13%ということで、かなり高い率で導入されているということで、ありがたいなというふうに思っておりますが、新聞で見ますと、周南市あたりはまだ1割しかいっておりませんが、県内でもそれぞれやはり環境に優しいということでハイブリッド車の導入を進めているようですので、ぜひこれからも、将来的にはこのハイブリッド車や電気自動車が主になるんだろうと思いますが、諸費の投資が高くなりますので、費用対効果とか考えますとどうかなという面もありますけど、やはりこれからは主流になりますので、ひとつ進めていってほしいというふうに思っております。今後、ちょっとよく聞き取れませんでしたし

たが、進めていきたいという、そういったちょっと意見を聞きたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（荒川 政義君） 中野総務部長。

総務部長（中野 守雄君） ハイブリッド車につきましては、議員さんおっしゃるとおり、大体3割から4割高になります、普通の車両にガソリン車に比べて。ただ、これもだんだんこの利率も下がって、少しずつやすくなるのではないかと考えております。先ほど町長の答弁もありましたように、金額が高いということで、今回補助等いただいたわけですが、やはり環境対応車ということで、できるだけ積極的に進めていきたい。ただ経費面とか、そういうようなのがございますが、長い目で見ると、ガソリン車等に比べれば、ハイブリッド車、かなりのリッターのキロ数もありますので、そういうところをかんがみて、ハイブリッド車の導入については推進していきたいと考えております。

議長（荒川 政義君） 布村議員。

議員（18番 布村 和男君） 2番目の件ですが、私教育委員会に質問したつもりはなかったんで、ちょっと驚いたわけで。総務課なり総務部長さんにお尋ねしますけど、旧4町の町旗とか町民憲章とかいろいろ残っておりますが、そういった保存状況については、今どのようにされておるのでしょうか。

議長（荒川 政義君） 中野総務部長。

総務部長（中野 守雄君） 先ほどの教育長答弁もありましたように、旧4庁舎とほかの4カ所というのは、大島文化交流センター、八幡生涯学習村、日良居出張所、日本ハワイ移民資料館というところに、いわゆる町の公文書は収められております。で、旧町、今の4カ所についても旧町で整理していた状況で、基本的にはそのままの保存状況ということでございます。それらこういう公文書でございますので、旧町ともその辺の保存といいますか、そういう建物については、十分考慮されていると考えております。

議長（荒川 政義君） はい、布村議員。

議員（18番 布村 和男君） 質問の仕方が悪かったんだろうと思うんですけど、民俗資料館にあるものを統一的にしろとか、そういうことの質問では実はありません。で、各総合支所にもそれぞれ書庫があると思うんですが、その中にはいろんな古いもんがあるので、それを一つにしてはどうですかという御質問なんです。で、インターネットでいろいろ調べてみますと、古文書のデータベース化した市、町もあるようですが、かなり費用がかかるようでございます。あるいは、文書等を整理するのに、古文書の興味のあるボランティアを募集して、で、整理をお願いしているという町もあるようです。もちろん公文書ですので、どの程度まで依頼できるかという点はあるかと思いますけど、そういった興味の方も大島郡にはかなりおるのではないかと思います。

すので、そういった方を募集されてやるのも一つの方法だというふうに思っております。

現在小さな子供や、これから生まれてくる子供たちは、この大島に四つの町があったかどうかということすら忘れられるというようなこともあるわけで、余り費用がかかりませんので、ぜひ4町のこういった古文書なりを町長はリーダーシップをとっていただいて進めていただきたいというふうに思いますが、町長のひとつ御意見をお伺いいたします。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 長い歴史を持った4町でございます。当然過去からの歴史的な資料というのはたくさん保存しなければならないものがあると思っております。いま現在合併しましたけれども、庁舎につきましては、旧町ごとにすべてが残っておるわけでございまして、旧町の文書整理、書庫には、ちゃんとそれが保存されておるということでございますが、当然それを1カ所に集めて整理保存するというのも大事なことだろうと思っております。

実は、まだ合併しまして一度もその中の整理というのはなされていない状況でございます。いずれ1カ所にするのがいいのか、旧町ごとにそのままそこで保存するのがいいのか、いずれにしましても、その整理には取りかかる時期にきているというふうに思っております。

もう1点、特に心配なのは、東和庁舎から職員が異動しましたので、いま現在東和庁舎が空き家という形になっております。ここの資料も当然そこにあるわけでございますが、これらにつきましても、当然どこかに移転しなければなりません。それらを含めましてから今の御提案の費用のことも含めて、総務部または教育委員会とあわせて検討を進めてまいりたいと思っております。

議長（荒川 政義君） 布村議員。

議員（18番 布村 和男君） ありがとうございます。ぜひ1カ所にまとめるのが難しいのであれば、旧町単位でもやはりこの際整理をするということは大事なことだろうと思っております。今町長の御意見をありがとうございます。

私がこの質問をした、この件は住民の暮らしの願いと直接結びつかない、そういう思いもいたしますが、その自治体の歴史や文化をしっかりと引き継いでいくという点では大切な視点だというふうに思いますので、よろしく進めていっていただきたいというのをお願いして、質問を終わります。

議長（荒川 政義君） 以上で布村議員の質問を終わります。

.....  
議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。50分まで。

午前10時37分休憩

.....  
午前10時50分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。5番、平野和生議員。

議員（5番 平野 和生君） おはようございます。ご覧のとおり、ぼくは体が弱くて2回目のかぜをひいてしまいました。通告によりまして2点ほど一般質問をさせていただきます。もし倒れたら、息あるうちは、大島病院に電話をしていただき、こと切れたら速やかに斎場の予約をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、「体験型修学旅行について」ですが、昨年11月の11日、12日の両日、体験型修学旅行の民泊を行ってきたわけですが、私もその庄南学園ですか、中等部の子供たちの体験学習に参加させていただきました。何分初めてのことで、受け入れる家庭を頼むことから始まり、二度三度と講師を招き、子供たちとの接し方を勉強したりしてきたわけですが。11月10日、本番前日は、朝からの大雨、見事に朝から晩まで降りました。11日、本番当日、この秋最高の北風が終日荒れ狂ったわけですが。北向きの地域では、漁業体験などの変更を余儀なくされたのではないかと感じております。2日目も前日のような強風ではないにしろ、北風が吹き荒れる中、無事けがなく、心配された新型インフルエンザの感染者もなく、皆喜んで帰っていただくことができました。

私の担当するところの浮島に来てくれた生徒たちは、皆いい子ばかりで、皆さん御存じのとおり、中国新聞にも載っていたと思われませんが、受け入れた側も大変感激しておりましたが、他の地域の生徒たちの中には、元気のいい生徒もおられたようです。そのことも踏まえて、町が受け入れ側の代表者との反省会をして、来年度以降の誘致や受け入れ体制等の話し合いは行われたのか。そうでないなら、早いうちに体制づくりをしておくべきと思うが、町長のお考えをお伺いいたします。

2点目の離島における命の水の確保はということで、これ今回で私もう3回目の同様の質問になると思います。2006年の6月議会、2008年の9月議会に続きまして、2年に1遍のペースで質問しているわけですが、最後の最後にいいプレゼントをいただきたいと、こう思っております。25日には、新造船のもちまきがございしますが、私どもの地区のほうでもちは用意していますので、町長さんのほうにはもっと大きな親もちを期待しておりますので、何とぞよろしくお願いしたいと思っております。

山口県内には、離島振興法の適用を受けている島が21カ島ございます。そのうち海底送水が行われているのが6島ございます。周南市大津島、これは割と早かったようで、昭和45年に送水がされております。防府市野島、これも年代はいつかわかりませんが、早いうちにやっております。で、本町の情島、これは昭和52年、恐らく柳居県議さんが初めて町長になられたときに送水がなされたんじゃないかと思っております。それと萩市大島、これは野村市長になられてすぐのような気がいたします。下関の六連島、下関の同じく蓋井島、萩市の見島は大きなダムで対

応をしております。

その中で一番最近なのが下関の蓋井島で、この工事期間が平成の18年から20年、3カ年の工事計画で、送水部分が19年の10月から20年の12月、14カ月かけて行われております。総延長が12キロメートル、海底部分11キロメートル、総費用が10億円余りかかっております。その蓋井島というのは、供用人口が110人です。ほぼ浮島の半分だと思っております。主な財源が漁排の配当、同じく農水省の補助事業であると聞いております。

下関市には、二つの離島、すべてに海底送水が通じたということになります。2003年、浮島に二井知事が来島されたときは、前向きに検討するというごさございました。9月、10月になったら毎年のように水が心配になってきます。人口的にも他の送水されている離島で負けているのは、萩の大島ぐらいのものです。野村市長は、萩市長に就任後間もないころの平郡島で行われた離島青年会議というものに参加され、野島が早くから海底送水がなされていると聞くと、萩大島に海底送水を実現されたと聞き及んでおります。本町としてもできないわけではないと思っております。町長の見解を伺うものであります。よろしくお願いたします。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 平野議員さんの修学旅行についての御質問でございますが、まず御質問の1番目の「今年度の反省点は」ということについてでございますが、今年度の受け入れにつきましては、9月に埼玉県から女子高校生が43名と、11月に神奈川県の中学生183名のこの2校でございましたが、埼玉県の女子高校は、1泊2日の行程でみかんの収穫体験や太刀魚釣りの体験、またはカヌー体験を午前中にさせていただきました。

また、神奈川県の中学生につきましては、2泊3日の行程で、農業や漁業体験などの選択別の体験を午前中にいただいた後、午後から翌日の昼食を食べるまでの間、民泊体験をしていただきました。

お尋ねの「反省点について」でございますが、女子高校につきましては、みかん収穫体験、太刀魚釣り体験を引き受けていただきましたインストラクターの方が、初めてのこともあったのか、子供さんを喜ばすために過度の接待をしていたというところもありましたが、おおむね予定どおりに事故もなく、そして、大変喜んでいただいたということでございます。学校側も大変よい試みであるので、続けていきたいという意見もございました。

また、神奈川県の中学校につきましては、初めての試みとして、55軒の農業、漁業、また一般家庭の協力によりまして民泊体験を実施いたしました。

この取り組みの結果につきましては、広報等でごらんをいただいたと思いますが、離村式とか帰りぎわにバスに乗る前に、非常にほほえましい情景が写し出されておりましたので、これらがすべてをあらわしているということではなかろうかと思っております。

生徒の皆さん、また受け入れていただいた方々、学校の先生方など、みんな感動のお別れ式だったというふうに思っております。

受け入れ側のアンケート結果を御紹介いたしますと、98%の方がこの取り組みを支持されております。

民泊をお願いに回ったときには、不安と感じられていたものが、終わってみると「今まで経験したことのない感動を味わった」とか、「子供たちから元気をもたらした」などの意見が多く聞かれました。

また、「今後も民泊を受け入れてもよいと思いますか」の問いには、70%の方が受け入れてもよいと答えていただいております。残りは「受け入れたいが難しい」と答え、「受け入れたくない」という方はほとんどおりませんでした。「受け入れたいが難しい」と答えた方の理由をお聞きしますと、「高齢だから」という方がほとんどでございました。

最後の質問で、「今後もこの事業を続けるべきか」という質問につきましては、「続けるべき」と答えた方が65%、「どちらでもよい」が34%ありまして、「やめた方がよい」というのはほとんどおりませんでした。「どちらでもよい」と答えた方のほとんどが、やはり高齢であるということを経験に挙げておられます。

一方、学校側の意見といたしましては、「今回の民泊は、学校側も受け入れ側も初めての試みであることから、お母さん方がとても心配しておった」ということでございました。しかしながら、修学旅行から家に帰ってきたときに、子供さんたちが生き生きとしておりまして、会話がほとんどなかった子供たちが、この大島での出来事を一生懸命説明し、話してくれたというふうにお聞きしております。

また、保護者会で、民泊中や離村式の様子を記録したDVDをお送りして見ていただいたわけですが、そのDVDが終わった瞬間に大拍手が起こって、感激したということもお聞きしております。

その後も、受け入れをしていただいた方と生徒さん、あるいはその御両親との間で手紙とかメールとかの交換も続いているという話も聞いておるところでございます。

また、民泊中に熱を出した生徒が発生いたしました。しかしながら、インフルエンザのちょうど流行っていた時でございまして、そのインフルエンザ発生時の緊急連絡体制ということで整備をいたしておりましたおかげで、スムーズに処置することができました。安全対策についても、学校と旅行会社からそういう意味では高い評価をいただいております。

反省としましては、予備として待機していただく農家・漁家の確保、また事前研修の日数の問題、または滞在時間などがありますが、今後十分検討して、これを次年度以降に活かしてまいりたいというふうに思っております。

また、終わってみて、修学旅行を誘致した当初の目的であります経済効果やお年寄りや子供たちも元気になる精神的効果、これらが実証されたことは、大変有意義であったというふうに思っております。これからの取り組みの弾みとなるものと確信をいたしております。

最後に、民泊を引き受けていただく方を探すのに大変苦労したわけですが、受け入れていただきました農家・漁家の皆様、そして今回受け入れはしませんでした、非常時に備えて待機をしていただきました農家・漁家の方々を初め、お世話をいただきました関係者の皆様方には大変お世話になりました。厚く御礼を申し上げたいと思います。

次に、2番目の「来年度以降の誘致」についてのお尋ねでございますが、誘致状況ですが、平成22年度、ことしなんです、これはまだ今2校でございます。しかしながら、23年度には今8校ほど来ていただけるということになっております。生徒数は1校当たり100名から300名ということになっております。

次に、3番目の「受け入れ側の体制」でございますが、十分であろうかというお尋ねもありましたが、民泊の受け入れ軒数については、昨年受け入れていただいた方55軒と、今回は都合で受け入れができなかったが、受け入れてもいいよと、次には受け入れてもいいよという方が約15軒ございます。合わせますと、約70軒ございます。22年度の受け入れの中で、民泊を希望されている学校が1校ございます。生徒数はやはり200人ぐらいでございます、1軒当たり3人を受け入れていただくとして、約70軒ぐらいの民泊農家・漁家が必要ということになります。

また、23年度受け入れ校の宿泊の形態を見ますと、8校のうち4校が民泊を希望することになっておりまして、そのうち生徒数の最も多い学校では265名ということでございます、受け入れのほうは約90軒が必要ということにもなります。目標としては、やはり150軒以上確保しておかなければならないというふうに思っております。

おかげさまで、12月の広報を見て民泊の申し出とか、または情報提供をしていただくなど、町民の皆様にも、この取り組みがだんだん浸透し御理解をいただけておるのではないかと思っております。

しかしながら、民泊の軒数はまだまだ不十分でございます。今年の9月末を目標に努力してまいりたいと思っております。皆様方の御支援・御協力をお願いしたいと思います。

次の質問でございますが、「離島の命の水の安全性とその確保対策について」という御質問をいただいております。

町民の皆様が幸せに暮らせるまちづくり、また安心して暮らせるまちづくりのため、安全な水道水の確保及び供給に努めているところでございますが、弥栄ダムを水源とする柳井地域の広域水道が供給を始めまして、今年で9年となります。現在、本町には14の簡易水道と一つの飲料

水供給施設がございます。そのうち、柳井地域広域水道よりの供給を受けている簡易水道が9水道、深井戸とか湧水を水源とするものが6水道ございます。

本町では安全な水道水を確保するため、年度当初、水質検査計画を策定し、水道法に基づく水質検査を実施いたしております。

検査項目については、大腸菌・水銀・ヒ素・六価クロム等の法令に基づくものが51項目ございます。検査の頻度につきましては、検査項目により毎月検査するというものから、年に1回の検査項目などに分かれておるわけでございます。また、濁りとか残留塩素については、毎日検査を行うようになっております。

検査のための採取、水を取る地点ですね、採取地点は町内で34カ所でございます。

御質問にあります塩分についてでございますが、これも51項目の検査項目の一つであって、毎月の検査となっております。基準値につきましては、1リットル当たり200ミリグラム以下ということになっておまして、検査項目の中には人体に影響を与える場合の基準と、見た目とか味覚を基準としたものがございまして、塩分については味覚の基準となっており、250ミリグラムを超えますと、敏感な人では塩からい味がするというふうに感じられるというふう聞いております。

江ノ浦の簡易水道のことでございますが、湯水期には200ミリグラムを超える場合がございますが、特に人体に影響がないというふうにも考えております。しかしながら、他の簡易水道と比べ塩分が多いということは間違いございません。

まずこの対策でございますが、今回の補正予算におきまして、今この江ノ浦の簡易水道には五つ水源があるわけですが、その第5水源というこの水質の改善を目的に、浄水装置の設置の予算を計上いたしております。これによりまして、1日当たり60トンの水の塩化物イオン濃度、要するに塩分濃度を70ミリグラム以下に下げることができるということになっております。

また、江ノ浦の簡易水道の現状について申し上げますと、平成20年度の実績で、1日最大取水量は56トンでございます。平均取水が水量が32トンとなっておりますので、十分可能であろうというように思っております。配水池の容量は80トンで、なおかつ、また第5水源以外の原水の水質は安定しておりますことから、島内での水源で安心・安全・安定した飲料水が供給できるというふうには考えておるところでございます。

御質問の趣旨は、しかしながら、その海底送水でさらに安定した水の確保が望まれるという御要望、また御質問でございました。議員さんも御指摘のように、海底送水には膨大な予算がかかるわけでございます。それと、もう1点は、今、今回のこの浄水施設をつければ、安全な水が安定的に供給できる体制が当面できるわけでございます。それらの水源は両地区、二つの簡易水道



でたくさんの今水源を確保しておりますので、海底送水は、当然その海底送水をやればそれらの水源はすべて不要になるわけですが、確かにその海底送水のほうが安定しておるということもあると思います。そこら辺は当面の措置として浄水施設をすべて安全・安心・安定的な水の確保をしておいて、今後の海底送水の課題として、これからも十分検討をしてみたいというふうに思っておるところでございます。

議長（荒川 政義君） 平野議員。

議員（5番 平野 和生君） 最初の質問の体験型修学旅行に関して、反省会もやられてアンケートもとられたということで、大変98%という方の御理解を受けたと。ただしもう次やっていい方、次やろうかというのは65%にとどまっているということも考えにゃならんとは思っております。

それと受け入れる側なんですけど、いろいろ講師さんを招いて二度三度やられたわけなんですけど、浮島地域に関しては、シーツとかまくらとか、そうした夜具を変えたりベランダのペンキを塗りかえたりして、1万円とか2万円とか経費をかけておる受け入れ側がおるわけなんですよ。そしておまけに特に漁業者、漁船を持っておる方が、だれでも釣りに連れて行くとか、漁をしに行くよというときとかは、漁業というのは2人までが島の漁船としてできるわけなんですけど、それ以上の人間を乗す場合は、遊漁の免許が要るわけなんですよ。そうしたこともよく頭に入れられて、今後の対応、さっきおっしゃいました来年260人、一遍に入れたら150軒の受け入れは確保しておかんにゃいけんということでありましたので、私としてもこの民泊というのは大変いいんじゃないかと実際携わって感激いたしました。親御さんからも魚を食わん子供が魚を食べてくれたとか、小食の子がものすごくご飯を食べだしたとか、感謝の手紙もいただいておりますので、絶対継続するべきことだと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

2番目の命の水に関してですが、前回も同じような御答弁であったと思っております。お金のかかるのはわかっておりますが、下関も2島の離島、決して下関もお金があるわけじゃないと思うんですよ。2島の離島、まして蓋井というのは10億よりも倍あるんですよ。何とかひとつお願ひしたいと思っておりますので、おみやげは25日に持ってきます。いますぐ。よろしくお願ひいたします。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 先ほどと同じ答弁でございますが、要するに浮島に今一番必要なのは、安全な水が安定的に供給できることがまず第一でございます。当面今のほとんどが井戸なんですけど、その井戸を使ってやっておったときに、江ノ浦地区の第5水源では、俗に言う塩が刺すと、のどが痛くなるということでございますので、今回はそれが抜本的な対策という意味じゃございませんが、その塩分濃度を抑える浄水施設を整備しようということございまして、議員さん

の御質問とは若干ずれておるわけですが、そういう当面その数億かかるという海底送水がすぐにはできないということからして、当面安全で安定的な水が供給できるような整備をしようということが、今回の補正予算でございます。そういうふうに安全な水が安定的に供給できる体制をつくっておいて、これから十分その費用の面も考えながら、海底送水がそりゃ一番安定的だと思います。そういうことも含めて、これからの課題として検討してまいりたいということでございます。議長（荒川 政義君） 平野議員。

議員（5番 平野 和生君） はい。よくわかりましたんで、絶対安心・安全な水を1日も欠かすことなく届けていただきますよう努力をお願いいたします。腹が減ったんで、この辺で質問をやめます。ありがとうございました。

議長（荒川 政義君） 以上で平野議員の質問を終わります。

.....  
議長（荒川 政義君） 次に、8番、広田清晴議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今回の一般質問、4点にわたり通告しております。

まず、第1点は、田布施農高大島分校の廃校に伴う町民の皆さん方の要望を実現する立場で、回答を求めたいというふうに考えます。

大島分校の廃校に伴う活用についてであります。この質問は昨年に続き2回目になります。田布施農高の廃校に限らず、学校の廃校はその地域の活力を奪うことは言うまでもないというふうに考えておりますが、今回の一連の内容、これ山口県は一方的に廃校をすることを表明し、跡地の活用は全く今日まで説明しておりません。このことは無責任な対応というふうに県については考えております。このような中、現在多くの団体が活用策を提起しております。このような中、町民間の要望が実現できるよう最大限の努力を求めるものであります。

2点目は、岩国基地問題について、2点にわたり椎木町長の見解を求めるものであります。

まず、第1点は、海兵隊についての認識であります。

海兵隊は戦後の役割、これはベトナムにしるイラクにしるアフガンにしる実証されているように、他国に対する攻撃部隊であり、通称殴りこみ部隊と言われております。この部隊は日本を守るために配置されているというのは、既に今では幻想だというふうに私は考えております。この点で椎木町長の見解を問います。

基地問題2点目は、岩国基地が存在することに対する問いについてであります。今でさえ基地があることにより損被害、大変な状況があります。また、安全を脅かされている状況です。これに対して町長は既にこの問題については認識されているというふうに思いますが、今深刻なのが平成18年の2プラス2、厚木から59機の新たな攻撃機が移駐する計画が改めて提起され、完了は2014年ということになっております。

さて、このことが実施されれば、周防大島町の騒音の拡大、その他被害の拡大は言うまでもありません。だからこそ岩国であれ、そして、近隣の私も周防大島町内でも反対の運動があるわけであります。周防大島町民の安心・安全を守る立場なら、基地そのものを撤去することなしには対策はないというふうを考えておりますが、この点での町長の認識を問います。

次に、屋代川の改修についてであります。

この点でも私は議会ですべて取り上げてきております。今まで県の対応は、草刈りの対応でありました。これでは全く安全対策というふうにはとても思えませんでした。今屋代橋下流付近で工事が行われておりますが、河川の泥そのものを撤収すること、撤去することが大事であるというふうに考えます。引き続き県に対して要望強化を求めるものであります。

次に、公営企業局についてであります。

私は現在まで企業局の役割、これは医療・介護のいわゆる大きな確保を持つということで取り扱いをしてきました。その立場から私は3病院、二つの老健施設、そして、看護学校の存続、この立場で今まで主張してきました。

また、医師確保の困難な状況、根本問題についても今まで論議してきました。現在、実際的には先ほど数字を見ましたので問いませんが、実際的には316の体制で維持されております。

また、4月1日以後については330との資料も寄せられております。

そういう中で、今回職員の待遇改善の件については、全国的事例を調べてみますと、結局は労働条件の悪化があります。また、その中でも年休の取得の困難さ、これがあります。特に看護師及びその他部分であります。実際的にはかなり年休の取得が困難だし、公営企業局の中でも例えば事務員等と比較するとまた、年休取得率が低いということも明らかだろうというふうに考えております。まず、その実態を報告していただきたいというふうに思います。

もう1点、残念な点は、公営企業局職員として対応がどうなのか、言動がどうなのかということとで苦情が寄せられております。この点での対応についても、企業局のほうに問いたいというふうに考えます。

公営企業局の問題3点目としては、今一部ではあります。大島にある病院は統合されて、結局東和病院も橘病院もつぶれるというような話がいまだに一部あります。私たちは少なくとも3病院、いわゆる橘、東和、そのものも存続させるためにも大島病院の改築は必要であるという考え方を提起しました。

そうしたことを考えるなら、実際的に企業局として病院、または老人保健施設、そして看護施設、これらの役割と将来展望、これを町民の方々に知らしていく、このことが大事ではないかというふうに考えますが、その点での公営企業局の考え方を問いたいというふうに思います。

以上であります。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） それでは、広田議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

1 点目の田布施農業高校大島分校の跡地の利用についての御質問でございます。

このことにつきましては、昨年の6月議会でも御質問をいただきました。現状説明と今後の有効活用についての取り組みと基本的な考え方をお答えしたところでございますが、県と事務レベル段階で協議をしたところによりますと、校舎部分の面積が約2万4,000平方メートル、そのうち町有地が1万2,600平方メートル、建物は本館棟、特別教室棟、屋内運動場などがあり、建築総面積は約6,470平方メートル、建物の大部分は昭和56年以降に建設されたものでありまして、ほとんどのものが新耐震基準を満たしているということでございます。

町内の小中学校の耐震化を考えると、大変魅力のある建物の一つであるという認識はしておりますものの、山口県が施設を本町に譲渡や、または貸与するといった場合に発生するであろう財政的な負担と、昨年3月に閉校になりました町内四つの中学校、今年3月の屋代小学校、加えて今議会初日に御議決を賜りました、来年3月の椋野小学校の閉校を合わせますと、合計六つの小中学校の活用が先決であろうということから、相当厳しい状況であると思っておりますが、強いてあげれば、明新小学校の講堂の老朽化が著しいことから、その代替施設として屋内運動場の利用が考えられるところでございます。

しかし、田布施農高と明新小学校、両校の校舎と体育館の距離が、通路を建設したとしても、かなり離れているということでございます。そういうことからして、長い通路の建設、児童の使い勝手、さらに体育館だけを県が将来的に残して貸与し続けるかどうかなど、今後検討すべき課題が幾つもあると思っております。

大島分校が閉校になるということから、町民の方からその利活用や要望について多数の意見を聞いておりますが、いずれにいたしましても、具体的で現実的な提言であれば、町として意見集約をして有効活用ができるものについては、県と協議し調整をしていく体制を、町長部局、教育委員会部局の連携をとりながら、取り組んでまいり所存であります。

次に、岩国基地問題に関する御質問でございますが、アメリカ海兵隊は上陸作戦を主として担当する殴りこみ部隊であるということに対して、どのような認識をしているかという御質問でございます。

海兵隊の最も基本的な任務は、一番最初に敵地に乗り込んで、自分たちの軍の拠点を築くというものであろうと思っております。このような危険な任務が多いというふうに言われております。アメリカ海兵隊は、第4の軍と言われております。ベトナム戦争時の徴兵制度の中でも、海兵隊だけは志願制で、特に精鋭ぞろいというふうにも言われておるところでございます。

次に、そういうアメリカ合衆国の法律の規定に基づきますと、「海外での武力行使を前提とし、

国の権益を維持・確保するための緊急展開部隊として行動する。また、必要に応じて水陸両用作戦、まあ上陸戦ですが、これを始めとする軍事作戦を遂行することを目的とする」と、本土の防衛が任務に含まれていない外征、外ですね、外征専門部隊ということから殴りこみ部隊というふうにも言われておるのではないかと私も理解をいたしておるところでございます。

ただ、この件につきまして、日本の安全に必要なかどうかという御質問がございましたが、アメリカ軍の駐留のことにつきましては、大きな意味で言いますと、日本だけの問題ではなくて、アジア極東地域の安定が日本の安全に非常に重要であるということは、紛れもない事実であろうというふうに思っているところでございます。

次に、騒音とか安全対策は、基地撤去以外にはないのではないかとということについてでございますが、騒音と安全保障の問題は、非常に多面的で複雑な問題でございますが、一面だけから見るということは、なかなか難しいのではないかと考えております。騒音問題は、米軍の基地撤去がなされる以外にないということではありますが、それはその基地が撤去された後ですね、独自の自衛と言われるものか、またはそういうことじゃないのか、ちょっと明確ではありませんが、いずれにいたしましても、これらの判断はまさに国家的な政治的な判断ということであろうと思います。私は現段階では、基地撤去という、私からすれば非現実的なところへ一遍に飛躍するのではなくて、岩国基地の存在を前提に、現実的な判断をせざるを得ないというふうに考えておるところでございます。

次に、屋代川の改修でございますが、現在、要望によって屋代川の改修工事を県が行っておりますが、抜本的な改修になっていないということでございますが、屋代川の河川内の土砂の撤去につきましてですが、昨年、平成21年第3回の定例議会でも御質問をいただいておりますが、これは私たちが県に要望して県のその場での話でございますが、この河川については、適宜浚渫等の防災対策を講じておりまして、本年度も3カ所でその対策を実施しております。

今後、県としては、当面は現状の治水能力を維持すべき所要の維持管理を行うことといたしておりますが、必要に応じて堆積土砂の撤去、草木の伐採及び災害が起これば災害復旧工事を実施することとするというふうに伺っておるところでございます。

御質問の現状では「抜本改修」になっていないということでございますが、県の財政的な事情もあります。町としては、引き続き県のほうに十分な管理をお願いするということは要望していきたいと考えております。

町立病院につきましては、公営企業管理者のほうから御答弁をさせていただきます。

議長（荒川 政義君） 石原企業管理者。

公営企業管理者（石原 得博君） 広田議員さんの町立病院にふさわしい運営・職員対応についての御質問にお答えいたします。

職員の労働条件の確保につきましては、確保の難しい職種、医師・看護師等につきましては、初任給調整手当や調整手当を支給していますので御理解いただきたいと思います。本俸まではさわってはいません。

年休の取得率に関しましては、後で藤田課長のほうから答弁させます。

次に、患者に対する対応ですが、各病院において意見箱を設置し、広く患者様からの意見をいただき、接遇研修や改善に取り組んでおります。

最後に、一部にある病院が閉院となる等の不明朗な宣伝に対する対応のことですが、今までも再三再四お答えしてまいりましたが、3病院のうち一つも欠けることなく運営していくことが、町長さんを始めとする町執行部並びに議会と公営企業局の使命と考えています。公的病院改革プランにも3病院堅持の方向を打ち出させていただいております。

議会初日に、町長の行政報告でありましたように、東和病院に2名の医師が4月から勤務することになりましたが、今後も外科・整形を含めて医療確保に全力を尽くしていくつもりであります。いずれにせよ、3病院、2老健施設、老健施設につきましては、また拡充するほうにというのが、やすらぎの50名を80名にする等は今から考えていきたいと思っております。3病院、2老健、1看護学校を維持する所存であります。

議員各位におかれましても、もし3病院が統合されるというような意見がありましたら、それらの風評は打ち消していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（荒川 政義君） 藤田公営企業局総務課長。

公営企業局総務課長（藤田 隆宏君） 有給休暇の取得率についてでございますが、公営企業局全体で見まして16.3%、医療職1、ドクターでございますが、これが10.1%、医療職2、これは検査技師、薬剤師、医療技術員でございますが、17.0%、医療職3、これは看護師さん、準看護師さんですが、18.5%、現業職、こちらは給食の調理員、介護福祉士等ですが、20.6%、行政職が15.1%の取得率になっております。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） まず、1点、田布施農高の閉校後の取り扱いについて、再質問をしたいというふうに思います。

今町長のほうが答弁されましたが、明新小学校との連携、いわゆる講堂部分と体育館部分ですが、これも距離があるので難しいということでもあります。私は今回質問したい田布施農高にかかわる部分については、先ほど町長は現実的な部分なら対応できるという言い方でありました。実際に町民の皆さん方が私たちの要望、例えば田布施農高というのはかなりの能力があります。例えば、いわゆるビニールハウスの部分、そして、校舎部分、いろんな部分があります。そう

いう中で、定期的に町が取りまとめる窓口になって、県との交渉をするということが今大事なんじゃないかなというふうに考えております。確かに今県はかなりの経費節減とか言われておりますが、実際的には一定程度、町が窓口となって町民要求を聞くとともに、それを県に伝えていく。この体制をつくるのが大事というふうに思いますし、いわゆる負担部分についても当然協議がなされようかというふうに思いますが、その点での基本的考え方、聞きたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 先ほどの答弁の中にもそういう意味も含まれておるわけですが、町民の皆さん方、また町内の団体からいろいろ要望が出て、私のほうにも耳に入っております。町のほうで窓口となって、その要望なり活用方法なりをまとめていって、それを取りまとめて、最終的には県と協議をしていきたいというふうに思っております。

一般も何件かの団体と既に協議をしておりますが、いずれにしましても、より具体的な活用方法というものを示していただかないと、ただ、あそこを使いたい、ここを使いたいというだけではなかなか難しいということでございまして、3月末までであれば、今の田布施農高大島分校の教職員の方がまだ常駐しておられますので、その間にぜひとも一度中を見ていただいて、それでどういう活用ができるか、どういう活用をしたいのかということをも十分取りまとめてほしいと。ただ、競合してるところもあるように思っておりますので、当然それらの間に入って、町が間に入って、その取りまとめもしていきたいと思っております。いま現在のところ、町のほうでは教育委員会の事務局と政策企画課のほうを入れて、その取りまとめを進めていきたいと思っております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 御承知のように、田布施農高そのものが、いわゆる耐震化の問題はないということが大きな特徴の一つであります。新たに耐震化工事をする必要がないから、きちっとした対応をしていけば、私はそれが地域を寂れさすんじゃないし、新たな拠点として活用して行きやすい施設であろうかというふうに考えております。ほかの施設が新たな耐震工事云々かんぬんということをやりますわけですから、その手が要らんわけですから、ぜひ積極的対策、対応をしていただきたいというふうに思います。

それと、やっぱり町がとりまとめの部分にリーダーシップをとらないと、やっぱり各種団体ばらばらでは、なかなか具体的なものにならないかというふうに思います。ましてあれだけの広い校舎、多い教室、そしてハウス、そして例えば保管する農場、そのほか莫大な能力なんで、これをきちっと対応をしていただきたいと。それで県も今まで私は無責任だというふうに考えております。条件闘争になったらいけないので、私たちも基本的には今まで言ってきた

んけど、やっぱり跡地利用は、県が説明をきちっとしてから、すべき課題でもあるというふうに考えております。

例えば、閉校後、県の所有物ですから、閉校後にこの所有物については、少なくとも山口県としてはどういうふうに考えておる。これは基本的には山口県の説明部分ではないかというふうに思います。その点で私は田布施農高の閉校に関する部分では、山口県は非常に無責任な対応であるというふうに考えておりますので、自信を持って県との協議、臨んでいただきたいというふうに思いますので、ぜひこの点ではよろしくお願ひしたいというふうに思います。この点での再答弁あれば、聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） 最終的な格好になるかどうかわかりませんが、跡地利用等については県が説明してということでした。御承知のことと存じますけれども、田布施農高の大島分校の土地等については、町有地部分の借地部分が半分程度ございまして、いわゆる学校の建物が建っている部分についても半分ぐらいは町有地、それから、農場がございしますが、この部分についても半分は町有地というようなことで、県も町有地の部分に建物が建っているところ、あるいは県有地の部分に建物が建っているところということで、非常に判断も苦しんでおるというような状況でございまして、いずれにしましても、当面どうするという想定はしてないようございまして、したがって、十分に地元である町と協議を進めていながらということございまして、先ほど町長答弁しましたとおり、町の要望等がある程度まとめて、また具体的なもので協議をしていきたいと思っております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 岩国基地問題について、2点にわたり町長の認識と申しますが、いわゆる海兵隊部分についての認識については、言われたように、やる仕事といえば殴りこみ部隊というふうな客観的事実ということは認められました。その本分がアメリカの基本的考え方からすれば、海兵隊、殴りこみ部隊ということは認識の中にあるというふうに受け取りましたが、その認識がないというのなら、再答弁を求めたいというふうに思います。

それと2点目として、基地撤去は非現実的対応ということでもあります。その認識を今披露されました。それで、非現実的対応とするのは、どこの部分が非現実的なのかという点で再質問したいというふうに思います。

御承知のように、20世紀は武力が武力で相手を押さえつけるという時代でした。残念ながら21世紀に入っても、イラク等でも既に7年が経過しましたが、いまだに泥沼だという状況があります。しかし、流れとしては少なくとも武力に対して武力で抑圧する、押さえつけるという時代は、少なくとも21世紀の国家間では本当はあっちゃならないものなんです。特に日本にある



基地について、岩国基地について言えば、当然殴りこみ部隊でありますから、それはいわゆるアメリカの利益のためにそれぞれの紛争地に出向いていくというのが主力な任務ですからね、これを私はお帰りいただくことは決して非現実的とは考えておりませんが、その点について聞いておきたいというふうに思います。岩国基地2点、答弁を。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 広田議員さんの御質問でございますが、海兵隊のその役割とか存在でございますが、海兵隊自体は先ほど私が申し上げましたように、最も基本的な任務が、一番最初に敵地に入り込んで、自分の拠点を築いていくというふうなことでございます。資料で見ると限られてございますが、そういうことでございます。

それと、要するに米国の法律の中にちゃんとそういうふうに、海外での武力行使を前提とした国の国益を守るためのものだというように書いてあるから、そのとおりだろうと思っております。言われるように、なぜ殴りこみ部隊と言われるのかということ、当然本土の防衛が任務に入っていないと、含まれていないという専門部隊であるから、そういうふうに外で活動するから殴りこみ部隊と言われておるんであるというふうに私は認識をいたしております。その部隊がこの日本に駐留が必要なのかどうかということの認識も聞かれておりますが、この海兵隊も含めた米軍の駐留ということが、日本に今現実的にあるわけございまして、その基地を撤去するということが、今私が先ほど申し上げました非現実的なのというふうなことでございまして、例えば、海兵隊だけは違うんだよということではなくて、当然米軍全体の中で、その海兵隊がおるということでございまして、だから今議員さんの御指摘は、その海兵隊は必要ないということのように聞こえましたが、私はその海兵隊も含めた米軍の駐留というのを撤去するということは非現実的なことではなかろうかというふうに思っております。長年にわたって岩国基地には米軍が駐留してございまして、その存在は否定できるものではございませぬし、当然岩国基地の存在を前提に、この周辺の地域は其中で現実的な対応、または現実的な要望等を繰り返してきておるというふうに思っております。

以上のことから、非現実的なのという意味は、そういうような意味でございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 岩国基地問題について、安全・安心対策に対しては、島民の安全・安心対策、これをしたら、こういうふうには守られるとかいうものがほとんどない。今でも基地と岩国の中でも触れておりますが、重大なる事故、これがやっぱり火災を起こしたり、いろんな事故があることは、町長自身も長い行政の中で知っておられるというふうに思います。実際文珠山にしろそのほかにしろ、落下事故、いわゆる墜落事故、それらがあります。それだからやっぱり根本的に守っていく、島民の安全・安心を守るという点では、私は撤去しかないし、町は十

分な議論の時間がないというふうに考えておりますが、これからも安全保障にかかわる議論は、単純に国だけの問題ではなしに、地方の問題でもある。とりわけ、今地方からいろんな意見を言う時代になっておるので、それはぜひ踏まえておっていただきたいという点は要望しちよきたいというふうに思います。

次に、屋代川の改修についてであります。

草刈り等の対応では、すぐ年間3カ所ぐらいやっていくと、言われたように年間3カ所やっております。それで3カ所ぐらいでは、また3カ所が済んで次のところをやったら、はあ伸び切つとるといようなたちごっこの状況が、屋代川については見られております。今屋代橋以降の部分については、泥そのものを私はのけるための工事ではないかなと思って期待はしておりますが、実際的には上辺側も草刈り対応ということであります。言われるように、ここでやれば財布が少ないですからね、予算規模が小さいんで、実際的にはあれですが、県全体の中での予算で言えば、私は計画的に泥の取り除き、これも可能ではないかというふうに考えておりますが、この点で県に対して引き続き要請、要望、泥をのけてくださいと、それでないと抜本的な体制になかなか立ちませんと。草刈りをしたら1年間ですぐ伸びますという率直な声を上げて、県当局に要請していったらいかがかというふうに考えますが、その点での認識を問います。

議長（荒川 政義君） 平田産業建設部長。

産業建設部長（平田 好男君） 今広田議員さんがおっしゃる、そのことをそのまま県のほうには申し伝えております。ただ、屋代川だけではなくして、ほかの2級河川、あるいは砂防河川も同じような要望をしております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 次に、公営企業局の問題について取り上げていきたいというふうに思います。

改めて医師不足、看護師不足、それに対して今回私は人員を配置していかなければ、なかなか待遇改善はできないという立場であります。それで皆さん方が示した数が、4月1日で医師が2ですか、確保ということで17人体制で推移するということになると、年休取得率、先ほどパーセントで言いましたが、先ほど答弁した内容で、現実日数、わかりますか、言う意味が。例えば、先ほどそれぞれ15%、いわゆる20日に対して15%と例えば、2日から3日ということになりますね。それぞれ出されておられると思いますので、それは年休の状況について、まず質問をしておきたいと、年休の不要日数についてね、どれだけ差があるか。例えば、事務局部分、皆さんがおられる事務局部分と看護師部分と、それぞれ私は大きな差があるというふうに考えておりますので、わかる範囲で答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 藤田公営企業局総務課長。

公営企業局総務課長（藤田 隆宏君） 日数につきましては、医師につきましては、年間6日程度取得しております。医療技術員につきましては、約8日程度、医療職3、看護職につきましては、約9日程度、現業職につきましても同じく9日程度、行政職につきましては、約8日程度でございます。

以上でございます。

で、総務部施設というふうにおっしゃられたんですが、東和病院が全体的な消化率が21%、橘病院が全体で11.1%、大島病院が13.2%、さざなみ苑が27.1%、やすらぎ苑が24.6%、総務部が14.5%という形になっております。こちら済みません、パーセントでしか出してないです。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 実際的に周防大島町職員の状況で言うと、年休取得率で6日から7日ぐらいあるというふうには私は認識しておりますが、その認識でよろしいかどうか聞いておきたい。実際的には、周防大島町のうち町職員にかかわる部分、公営企業局を除く部分でつかんだ数値があれば答弁を求めたいと思います。私が推定するのに、少なくとも年間で6日から7日は最低限差があるというふうには認識しておりますが、実態つかんでおれば、まず報告を聞きたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 中野総務部長。

総務部長（中野 守雄君） 済みません、後ほどお答えいたします。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 実際的に企業局の労働実態、年休の実態を問うときには、公営企業局だけでは非常にわかりにくい部分があります。

といいますのが、実際的にはそれじゃ町職員部分と比較したら、同じ町の職員です。たまたま公営企業局という状況と、周防大島町の実際の状況といえば、私は今まで申し上げたことはありますが、大体6日から7日、年休取得率が差があるというのは、紛れもない事実ではないかというふうに考えます。そういう状況を補うために、少なくとも引き続き医師確保、看護師確保、ちょっと先ほど答弁聞いておると、昨年よりは若干年休取得率ふえたかなというふうに見ておりますが、実際的にはかなり低い水準というふうに考えておりますので、引き続き医師、今の4月1日からの17人体制、看護師体制では153人体制、医療技術員で57人、事務員で29人、その他で74人、計で330人という資料が提出されておりますので、これをよりきちっと、今以上確保するというのが前提ですので、ぜひ引き続きお願いしたいというふうに思います。

それで、例えば看護師等の確保について聞いておきたいのは、国のほうは基準として7対1をずっと言ってきよります。それについては、いわゆる非現実的数値ということになるのかどうな

のか。現実的に例えば周防大島町の場合には、12から15の間で行き来しよるということなんです。今の実際的な状況、東和、橘、大島という形で、実際的な状況を報告していただきたいというふうに思います。これはあくまできちとした対応を求める立場から答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 河村企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） まず、年休の取得率、先ほど藤田課長のほうからも申しましたとおり、8から9ということですが、この周防大島町におきましても、公営企業局におきましても、特休というのが別に夏期休というもので4日ほど与えていただいております。これが普通今の数字にプラスされるということがまず1点ございます。そして、その夏期休暇につきましても、医師は大変とりにくい状況というのがまずあります。ですが、一応8なり9と4を足していただいている数字というのが、公営企業局の職員における年休取得率というふうに全体で考えていただければ、比較する相手は悪いのでございますが、民間の病院さん等との比較ということでは、それなりの条件ではないかというふうに今思っております。

それから、他に医師の充足率というものがよく言われますけれど、ことしは2月ですね、2月に医療監視というのがございまして、医師の充足率問うというのが言われておりましたが、橘病院、それから大島病院におきましては、医師の充足率が今の外来患者数及び入院患者数で100%という医療監視の結果が出ておりますので、その点はまず御説明させていただきたいと思っております。

なお、東和病院におきましては、62.2%という医師の充足率が少ないということもございますが、この4月からの2名の増員ということにおきまして、医師の確保というのができていくのではなかろうかと。また、医師の勤務条件の緩和等として、それぞれ週5日ほど外来診療を今していただいておりますが、これを1日検査日等を設けて、医師のそれぞれの分担というか、そういうものを考えながら、東和の地区におきましては、出張診療所を休止させていただきまして、午後の東和における診療等を院内等、新院長を踏まえて管理者とで話していただいて、それらを充実させていきたいという思いがございます。

また、看護師の確保のほうでございますが、ことし7名、来年は看護学校の3年生17名に奨学金の貸与をしておりますので、この辺での看護師確保という面がございますので、それによりまして、今目標としておる10対1なりの看護にて看護師数も十分確保していけるのではないかと考えております。ただ、この点につきましても、島内に今公営企業局の看護宿舎がございますが、これらの宿舎につきましても、もう少し数字を把握して、大島町内での在住ということも考えて整備をしていかなければいけないのが、今年度中の早急な課題だと考えております。近隣では、院内保育というようなものもやっておりますけれど、そういったものもこちらでも経費的に

いろいろ調査させていただいておるんですが、約10名程度の0から3歳児を預かるにしても、約2,000万円程度の委託ということで、1施設に集約できれば何とかやれるということですが、大島3病院での園児の方ですか、こういった方をどのように送り迎えするかという部分も難しい部分がございますので、これは課題となりますが、当面は看護学校の卒業生で看護師数も充実させていくことができるというふうに考えております。御理解いただけますか。

議長（荒川 政義君） 西本総務課長。

総務課長（西本 芳隆君） 公営企業局を除く町職員部分の年休取得率ということですが、取得率は30.2%、これは年度ではなくて労働基準法で定める暦年ということで、21年の実績ということになっております。これは繰り越し部分を含めた平均日数ですので、30.2ですから、約12日ぐらいの平均取得率ということです。

議長（荒川 政義君） 暫時休憩をします。1時から再開します。

午後0時01分休憩

午後0時59分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

広田清晴議員。

議員（8番 広田 清晴君） 公営企業局の議論について、基本的には答弁等を聞いてみると、看護師の充実、いわゆる10対1を目指すという報告もされました。そして、医師についても、一応新年度2名の確保ということであります。その点ではそれぞれ引き続き、それだけではなしに努力していただきたいというのが1点です。

それとあわせて、公営企業管理者のほうから、1点は、いわゆる周防大島町民の医療・介護の連携として、基本的にはやすらぎ苑30床増床、これについても既に私のほうが委員会の中で過疎計画に上がっていることであるから、やっぱり町長部局とも十分議論なさいということも言っております。

そういう中で、最後に一つどうしても気にかかる点が、公正的な広報活動であります。言いますのが、公営企業管理者のほうは、議員各位がそういう風潮、いわゆるうわさが出たら、議員各位取り消してくださいということが、この議場で言われましたが、実際的には公営企業局としての存在意義は、当然私は公営企業局が広報を通じてやるべきだという考え方でありまして、確かに私たちの個別の件では、それはデマやいろんなものについては、打ち消すことはできますが、やっぱり公正的なこと、言うなれば、昨年大島病院建設について、広報に差し込んだ形で各町民に各戸に配られました。いう格好の中で、新年度においても、私たちがやる場合は、新聞折り込み等を使いますが、皆さん方がやる場合は、基本的には周防大島町の広報の刺し込みという格好で

企業局からお願いすればできるんじゃないかというふうに考えております。ですから、そういう形を通じて、引き続き広報活動、これをやっていただきたい。言いますのが、今言われておるのが、大島病院を建てかえたことによって、東和病院がつぶれるとか、橘病院がつぶれるとか、統合されるとか、そういう一部の論であっても、私はそれは正していかにやいけん公営企業局の仕事だというふうに考えております。その点で、広報活動について再度ちょっと聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 河村企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） 議員さんの広報活動でございますが、昨年は町のほうで行政連絡員の集会というのがありまして、これに公営企業局も初めて参加させていただいて、各行政委員さんとの新年度の事業内容等の御説明等もさせていただくという広報もしましたし、4月からは、看護学校は既にホームページのリニューアルは終わっておりますが、4月から公営企業局全体のホームページ自体の更新ということも進むようになってございます。

そして、公営企業局内部におきましては、イントラネットの充実というものをしていまして、この中に本町さんのような掲示板とかインフォメーションとかいうものを作成し、今テスト段階でございますが、各インフォメーションでどういう病気が3病院のどこでどういうふうに流行っているという共通認識、それから、こういった議会の議案等も掲示をして、それらを各職員の一人一人に十分どういうふうな方向性、予算で動いているということも、職員への周知徹底も充実したいというふうにしておりますので、御理解いただければと思っております。よろしく願いいたします。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 最後になりますが、公営企業局の信頼、これは周防大島町民の信頼なくしては、運営できないというのが基本的私の考え方です。ですから、周防大島町民に信頼される企業局、いわゆる公営企業局としての3病院、二つの老人保健施設、一つの看護施設、これらがやっぱり町民の信頼の中でずっと存続していくと。やっぱり公営企業管理者、椎木町長もそれぞれが3病院残していくんだということで計画されるでしょうし、そしてまた、二つの老人保健施設も例えば一医師が診れる最大ベッド数で、例えばやすらぎ苑、さざなみ苑等は、80床まではいけるといことになれば、一定程度看護師等の充実、介護士の充実の中で運営できる範囲ですから、基本的にはきちっとやって、その方向性をやっぱり協議していただきたいと。

特に、高齢化した周防大島町では、今まで議論した中でも明らかなように、大体今病院については他施設ぐらいを対象に行き先を探しなさいという格好で、患者さんの中にやっているようです。しかし、そういう中で、寝たきりの実態としては、要望としては、最低でも200ぐらいは周防大島町で特養、また、実際の介護施設等、まだ不足しておるというふうに考えますので、そ

の辺も公営企業局内の議論、町民的論議、これをぜひやっていただきたい。そして、またそのことを町民の皆さん、ここに住む皆さん方に知らせていただきたい。そのことを明らかにして、私の今回の一般質問を終わります。

以上であります。

議長（荒川 政義君） 以上で広田議員の質問を終わります。

.....  
議長（荒川 政義君） 次に、12番、中本博明議員。

議員（12番 中本 博明君） 12番、中本博明です。「安高離岸堤三ツ松東線のその後について」をお尋ねします。

最近、世界じゅうで大きな地震が起きています。周防大島町の沖でも2月21日に大きな地震がありました。平成16年12月議会でお願ひした安高離岸堤と三ツ松東線の道路は、その後どのように検討していただきましたのでしょうか。

最近、三、四年は、台風が来ないので、私もホッとしているところなんですが、もうそろそろ来るのではないかと思います。それで、災害が起きたから工事をしようというのでなしに、前もって、ここは今まで台風が来たから災害が起きたぞということが、もうこの2カ所はありましたので、その点で早目の工事をしてほしいというか、再度お願いしたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 中本議員の「安高離岸堤と三ツ松東線道路について」の御質問でございますが、安高離岸堤の整備につきましては、平成21年6月議会でも御質問をいただいておりますので、その際の答弁を復誦するという形になるかと思いますが、御了承をいただきたいと思ひます。

離岸堤等の海岸保全施設は、県知事が定める海岸保全基本計画に基づきまして、国の補助事業であります海岸保全施設整備事業を活用して、整備を進めているというところでございます。

安高地区につきましては、昭和53年と54年度の2カ年につきましては、この海岸保全施設整備事業によって、護岸の整備と消波ブロックの設置を行っております。

また、平成18年度には、地域の要望にこたえまして、単県農山漁村整備事業によりまして、護岸のかさ上げ工事も行っております。

本年度、町内の4漁港海岸、四つの漁港海岸での5地区におきまして海岸事業を実施する予定としておりますが、国や県からも現在の事業実施箇所の、いま現在やっておるところですね、事業実施箇所を早期に完成させて、早くその事業効果を出すようにということを求められておりますので、まずはいま現在5地区で進めておりますこの継続事業を早く完成させて、その事業効果

を發揮するように完成を図ってまいりたいというように考えております。

安高地区を含めたその他、ほかにも要望箇所があるんですが、その他の要望箇所につきましては、現在継続事業としてやっております事業の進捗状況を見ながら、国や県への新たな新規事業として要望をしていく必要があると考えております。

いずれにいたしましても、海岸保全施設整備事業は、町民の生命・財産、そして国土の保全をするという重要な施策の一つとして位置づけられており、今後もその地域に適した防護対策を進めてまいりたいと考えております。

次に、三ツ松東線についてでございますが、この件に関しましては、平成17年3月議会で議員さんから御質問をいただき、用地確保の見通しと財源が最も重要な課題であると、この2点についての検討が必要であるというお答えをしております。

道路の拡幅となりますと、建物の移転や用地の買収等に地権者の協力と大きな経費が必要なのは御存じのとおりであります。国の補助事業で実施できないが、県とも協議を行いながら、用地等の所有関係、また、筆界、要するにその筆ですね、筆界が未定になってるところがありますが、筆界未定地の状況を調査してまいりました。

まず、道路の拡幅予定地にあります三ツ松地区の区有地と呼ばれているところでございますが、筆数が3筆でございますが、それぞれ大正9年、10名の共有名義として登記がされております。役員交代等に伴いまして、所有権の移転登記がなされないまま現在に至っておりますので、現時点で相続人が123名、町内が16名、国内102名、国外が5名ということになっております。

このうち、さらに照会が必要な方、全部が照会できてません。さらにまだ照会が必要な方が74名おられますので、相続人がさらにふえていくということが予想されます。

法務局でもこういう場合の対処の仕方についていろいろ相談し、確認をいたしました。区有地といえども、当該土地の所有者の相続人全員の承諾が必要ということになります。所有権移転は甚だ困難ではなからうかと考えております。

また、予定地には筆界未定地もございますが、これが6地番ございます。この土地名義人も既に死亡され、相続人が19名ということになっております。

先ほどの区有地と違いまして、筆界未定地の解消には、当然その所有者であります当時者の手続きが必要になります。当時者が手続きを踏んで地籍図に境界線をちゃんと入れるという作業が必要となりますが、地籍調査時点で境界の確認ができなかったことを考えますと、この作業も非常に難しい作業になるのではないかと考えております。

事業実施には、用地の確保が必須事項でございますが、もう1点、採択条件に合う事業がないというのも現実でございます。補助のない町単独事業としては、余りにも事業費が膨大でありますので、今後も何らかの事業として採択される方向性を探ってまいりたいと思っておりますが、まず用



地関係の課題が解消されるのがまず先決事項ではないかと思っております。その用地の関係の条件が整った上で、事業の実施が可能となるものですので、いま現在、すぐには非常にハードルが高い事業というふうに感じておるところでございます。

議長（荒川 政義君） 中本議員。

議員（12番 中本 博明君） では、最初に、安高の離岸堤ですよね。大体見通しというか、いつごろ事業計画に乗せてもらえるものか。

それと、三ツ松の場合はわかりますが、2カ所三ツ松部落の土地なのでね、法的に外何名というのは私も自分自身でわかってますので、ここの議場で言うのもおかしいんですが、部落の現在の役員名で寄附ということで何とかならないものか、ひとつよろしく。

議長（荒川 政義君） 平田産業建設部長。

産業建設部長（平田 好男君） 安高地区の事業はいつごろになるかということでございますが、25年ごろ完成する見込みのものがございまして、要望してもそれ以降になると思われまして。

それと、三ツ松の土地が寄附はだめなのかということですが、寄附もやはりそれぞれ所有者の判が要るわけです。時効取得ということも考えてみましたが、それはちょっと難しいと言われております。

議長（荒川 政義君） 中本議員。

議員（12番 中本 博明君） 25年というと、もう3年か4年あるのでね、何とか安高の離岸堤ですよね。何とかほかに方法が私もあるんじゃないかなと思うんですが、そこをどう調べていただいて、1年でも1日でも早く計画に乗せられるようにお願いします。

それと今の三ツ松も難しいということはようわかるんですが、何とか法律的にないものかということなんで、再度もう一回調べていただけないか、ひとつよろしく願いいたします。もう答弁いいです。

議長（荒川 政義君） 要望ということで、はい。以上で中本議員の質問を終わります。

.....

議長（荒川 政義君） 次に、19番、小田貞利議員。

議員（19番 小田 貞利君） 通告の2点について質問をいたします。

まず、初めに、「指定管理について」ですが、この制度が始まり3年が過ぎ、次の管理者が決定されようとしておりますが、この間、竜崎温泉問題、遊湯ランド、オートキャンプ場等で大きな問題が発生いたしました。遊湯ランド、オートキャンプ場の問題は、管理者の責任としての問題であったように思いますが、竜崎温泉の問題は管理以前の問題があったようにも思います。指定管理者制度は新しい試みであります。町は単に指定管理だし経費が少なくなればいい、管理者は利益の追求だけをすればいいというような、町と管理者との間にそんな関係があったような

3年間ではなかったでしょうか。このような状況ではまた同じような問題が発生すると思われ  
ます。町長が交流人口100万人を大きな目標として掲げております。指定管理者の選定には、町  
の方針にあったものを選定するのが当然であり、また同じような過ちを犯さないためには、町と  
管理者には信頼関係が必要不可欠であります。

町の方針に合わない管理者とは契約をしない、契約を結んだ以上は連携を密にし、責任を持ち  
指導監督をするという強い町意思表示が必要と考えます。契約条項に町の方針に沿った指定管  
理をすること、守れない場合は契約を解除する、また、町の責任を明確にするため、町は定期的  
に指導監督を行う等の条文を入れ、緊張感を持った関係を構築するべきと考えますが、町長のお  
考えはいかがでしょうか。

次に、今話題となっている「子宮頸がん予防ワクチン」について質問をいたします。

子宮頸がんは、多くの女性が一生のうち一度は感染すると言われ、20代、30代での発病が  
急増をしています。世界では毎年47万人が発病し、23万3,000人が死亡しており、日本  
でも1万5,000人が発症し、3,500人が死亡していると報告されております。子宮頸がん  
予防ワクチンは、予防効果が非常に高く、昨年10月厚生省の承認がされましたが、世界では既  
に100カ国以上で使用されていると報告されております。本町でも予防ワクチン投与を考えて  
いる人々が多くいるようですが、自由診療であり、高額の負担となるため、その投与に踏み切れ  
ないのが現状であります。外国では、ワクチン接種に補助している例が多く、国内では多くの自  
治体が助成を検討し補助を決定していると聞いておりますが、本町ではどのように考えているか  
質問をいたします。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 小田議員さんの指定管理に関するまず御質問にお答えしたいと思います。

指定管理施設は町の施設でありますので、町と管理者の信頼関係が必要という御指摘につま  
ましては、当然のことだというふうに思っております。

町の方針に沿った施設管理をする、それが守れない場合は契約を解除するということの御指摘  
でございましたが、この指定管理者制度につきましては、町条例と、もう1点は指定管理者との  
基本協定、この二つでいろいろ管理運営をしているところでございますが、まず、その条例、  
「周防大島町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例」で、「施設の管理の適正  
を期するため」、まあ少しありますが、「業務または経理の状況に関し、定期にまたは必要に応  
じて臨時に報告を求め、実地に調査し、または必要な指示をすることができる」というふうな定  
めがございます。また、基本協定の中には、管理業務の実施が仕様書等や町の示した条件を満  
たしていない場合は、必要な指示または業務改善勧告をすることができるようになっております。

さらに、それらに従わない場合は、指定の取り消し、または管理業務の全部または一部の停止

を命ずることができるということとなっております。

また、御承知のように、指定管理者制度は、民間の施設運営ノウハウの活用によりまして、施設の効率化を図ろうとする指定管理者の裁量を相当大きく認める一方、公の施設としての適正な管理を求めているというところでもあります。

町の方針に沿わない、あるいは町の方針を守らないということにつきましては、今後も条例等で定める公の施設としての適正な管理についての方針に基づいて、適正な管理を図ってまいりたいと思っております。

管理先とは連携を密にし、責任を持って指導監督を行うべきとの御指摘につきましては、指定管理者の施設運営に関するノウハウ、裁量を重視するというのも大事でございますが、公の施設の適正管理という面につきましても、利用者のサービス向上に向けて立ち入り調査とかそういう機会もふやしながら、協議機会をふやしていく中で、管理方針等の共有を図り、よりよい施設管理のための能力を高めてまいりたいと思っております。

次の、「子宮頸がん予防ワクチンの助成」についてでございますが、子宮頸がんは若年女性に多く発生するがんであり、20歳から30歳代の女性に発生する悪性腫瘍のうちで第1位となっており、日本でも年間約1万人以上が罹患していると推定されております。

子宮頸がんの発生はほとんどがヒトパピローマウイルス、通称HPVの感染が原因とされておりますが、現在使用可能なHPVワクチンは、子宮頸がん全体の6割から7割の原因であると言われておりますHPV16及びHPV18型の感染予防を目的としたもので、特に11歳から14歳の女子に対して優先的に接種することが推奨されております。

子宮頸がんワクチンは、日本では昨年10月に承認され、12月22日から一般の医療機関で接種できるようになりました。

ワクチン接種は半年間に3回の接種で、接種費用は現在のところ保険適用外となっており、約4万5,000円程度であると聞いております。

ワクチン接種の助成に関しましては、一部自治体で22年度から助成を実施するようございますが、県内の市町での助成はまだ聞いておりません。

本町につきましては、国も助成制度を創設するというふうな動きも若干あります。国の動向を注視しながら、今後十分検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（荒川 政義君） 小田議員。

議員（19番 小田 貞利君） 指定管理の件ですが、必要に応じて指導できる、ほとんどの指定ができる規定であると思います。今後も立ち入り調査等もふやしてやっていきたいという信頼関係をつくっていききたいということですが、この3年間で先ほども言いましたように、こういった定期的な勉強会なり話し合いなり、また今回2施設が変更契約、変更、変わるようになって

おりますが、そういった部分のスムーズな引き継ぎ等、いろんな問題が出てきておると思います。そういった部分をより明確にするためにきょうの質問をしたわけですが、基本ですね、例えば担当の課が、どっかの指定管理者を持っておるという場合に、担当の課は、そこが一つの班であるぐらいの感覚を持って町は接するんじゃないか、そういうふうなことができれば、今まで起きたような問題は自然と解決するんじゃないかと思えます。今町長がそういうふうにできる、条例等のできるというような形の答えがありました。実際この3年間で、その指定管理者との各班が協議をどのぐらいやってるのか、その辺をちょっと教えてください。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 協議の回数につきましては、ちょっと後ほど調べてからお知らせしたいと思えますが、この指定管理制度の基本的な考え方なんです。先ほども申し上げましたように、できるだけ民間のノウハウを活用して、その裁量権を大きく持たせて、それでその活力を持った公の施設の管理をしていただくというのが大きな目的でございます。余りにも町の管理が、ずっと管理していくということになりますと、その指定管理者の裁量権を奪ってしまう、要するに民間のノウハウじゃなくて、従来の町が行っておりました直接経営ということに結びつくような嫌いもあると思えます。町と契約している協定書、または条例に違反しない中で、できるだけ裁量権を発揮していただいて、自由な発想で民間のノウハウを発揮していただくということにしなければならないと思っております。

2回目の御質問でございますが、町のほうとの定期的な協議の場ということではなくて、それぞれの指定管理者から担当課のほうに、いろいろな問題が起これば、その問題に対してどのようにして解決していこうという相談は随分あっておると思えます。しかしながら、その施設によりまして、余り相談をしなくても十分今の指定管理者制度の中で民間型の経営ができておる、やっておるということもあると思えます。どのぐらい協議してるとか、または相談があつてるとかというのは、また後ほどお答えしたいと思えますが、できるだけ民間にある程度の自由な発想の中での経営を任していくということ、それはあくまでもその条例や協定に反しない中ということとは当然のことでございます。

議長（荒川 政義君） 小田議員。

議員（19番 小田 貞利君） そういうやり方で3年間やってきたんだらうと思えます。で、こういう問題が起きたわけでございます。それに対してこれからの3年間に対して、町の考え方こうするべきであるというのを、そういった信頼関係が持てるような、緊張持った関係が保てるような方向はどうかという質問をしてるわけですから、今までと同じようなことだったら当然同じようなことが起きるじゃないですか。その辺の考え方を聞きよるんです。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 1点は竜崎温泉ということでございましたが、当然竜崎温泉のことにつきましては、協定違反があったという議会のほうの特別委員会でもそういう認定がありましたし、私たちもそういうことでありますから、その協定違反に基づいて業務の一部停止をかけたわけでございます。

もう1点の片添の関係でございますが、これは今はこの間事件事故があったのは、実はこれは指定管理者のところでなくて、これは町からの業務委託の中でございますが、いずれにしましても、こういう問題が起こるといのは、それは意思の疎通がないということよりも、やはり民間で管理していただいております、そこの体制不備ということもあるんじゃないかと思っております。

それで、今御指摘のありました、この3年間やってきた中でどういうことが起こっているのかと申しますと、やはり過度に指定管理者への裁量権を拡大するのが、いいかどうかということも確かに問題あります。どこまでが規制するべきなのかということもあると思います。そのことにつきましては、今議員さん御指摘のように、指定管理者とその公の施設の設置者であります町との十分な協議とか話し合いの場がなければならないというのは当然のことございまして、特に事件事故が起こったその施設につきましては、当然それを反省し、そういう協議の回数とか協議の場も十分持っていきたいというふうに思っております。

議長（荒川 政義君） 小田議員。

議員（19番 小田 貞利君） 指定管理については、解決しなくちゃならない問題等々あると思いますので、鋭意努力をしていただきたいと思います。

次に、子宮頸がんのことですが、国の動向等を見ながら考えていきたいということですが、周防大島町は大変高齢化が進んで、定住人口、若い世代が少ない、また前回の議会では、不妊治療等の助成等も行えるようになりました。そういった中で今ほとんど10代のうちにそういう治療とかワクチンを打てば、子供が産めないというような女性の婦人病的な部分が解決できるという部分が報告されているわけですから、せめて20代までの女性に対しては補助が必要じゃないかと思えます。

ざっと試算してみました。30歳までの周防大島町の女性の人口が約1,700名ぐらいといたしまして、一括にやった場合、7,650万円が必要になるわけですね。これで50%補助ということになれば3,800万円、3,800万円という金額は単年度では非常に多い金額になるかと思えますが、例えば15歳、16歳、各単年で女性を対象に補助をしていくという考え方をしたら大体60人程度の、1年間で、1回1万5,000円としまして4万5,000円、350万円程度、全額負担にしても350万円程度の経費しかかかりませんが、このような考えはあるかないか、再度お聞かせをいただきたいと思えます。

議長（荒川 政義君） 田村健康福祉部長。

健康福祉部長（田村 敏範君） 先ほど町長の答弁にもございましたように、昨年暮れにまだ始まったばかりでございますので、もう少し国の動向を注視して検討してまいりたいと思います。

で、風疹のような感じで、特定の学年をずっとやっていけば、それほど費用はかからないのではないかと思います。これをやるということになりますと、町がということになりますので、もし実施するにしても、個人が接種して、それに対する助成、インフルエンザ的な助成のやり方が当初はいいのではないかと。それで国のほうが要綱を定めて、ちゃんと補助に乗せてくれば、それに従ってというのがいいのではないかと、単純に思っておりますけれども、深くは検討しておりませんので、もうしばらく時間をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 小田議員。

議員（19番 小田 貞利君） 理想的なのは、健康保険が対応されれば一番いいんじゃないかと思いますが、婦人科系統の病院等が少ない中で、また少子化の中でこういうがんに対して予防ができるという事実があるわけですから、鋭意検討をし、良い方向に進めていただきたいと思えます。

終わります。

議長（荒川 政義君） 以上で小田議員の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

・ ・

議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了しました。

本日はこれにて散会いたします。

次の会議は、あす3月24日、水曜日、午前9時半から開きます。

事務局長（坂本 薫君） 御起立願います。一同、礼。

午後1時34分散会